

資 料 編

〔防災関係機関等〕

○防災関係機関連絡先一覧

1 市

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
中央市役所	中央市臼井阿原301— 1	055—274—1111	———
〃 田富支所	〃	055—273—2111	055—274—7130
〃 玉穂支所	〃 成島2266	055—274—1119	055—274—1124
〃 豊富支所	〃 大鳥居3866	055—269—2211	055—269—2413
中央市田富防災会館	〃 臼井阿原字川向1903—39	055—274—8511	———
中央市コミュニティ防災センター	〃 布施1551— 1	055—274—8511	———

2 県

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
県総務部消防防災課	甲府市丸の内 1— 6— 1	055—223—1430	055—223—1439
中北地域県民センター	韮崎市本町 4— 2— 4	0551—23—3057	0551—23—3012
中北建設事務所	甲府市貢川 2— 1— 8	055—224—1660	055—224—1675
中北保健福祉事務所（中北保健所）	〃 太田町 9— 1	055—237—1381	055—235—7115
中北農務事務所	韮崎市本町 4— 2— 4	0551—23—3077	0551—23—3080
中北林務環境事務所	韮崎市本町 4— 2— 4	0551—23—3087	0551—23—3097
中北教育事務所	韮崎市本町 4— 2— 4	0551—23—3006	0551—23—3020
山梨県教育委員会	甲府市丸の内 1— 6— 1	055—223—1741	055—223—1744
山梨県病害虫防除所	甲斐市下今井1100	0551—28—2941	0551—28—2963
山梨県消防学校	中央市今福991	055—273—4078	055—273—4009
山梨県立防災安全センター	〃	055—273—1048	055—273—9457

3 指定行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
総務省消防庁震災等応急室	東京都千代田区霞が関 2— 1— 2	03—5253—7527	03—5253—7543

4 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
甲府河川国道事務所	甲府市緑が丘 1—10— 1	055—252—8898	055—252—0801
甲府地方気象台	〃 飯田 4— 7—29	055—222—9101	055—222—9101
山梨農政事務所	〃 丸の内 3— 5— 9	055—226—6611	055—237—4452

5 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
東日本電信電話(株)山梨支店	甲府市朝気 3—21—15	055—237—0554	055—221—2556
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 山梨支店	" 丸の内 2—31—3	055—236—1321	055—236—1322
東京電力(株)山梨支店甲府支社	" 住吉 5—15—1	勤務時間内 055—270—4211 勤務時間外 055—241—7822	055—270—4219
東京ガス(株)甲府支社	" 北口 3—1—12	055—253—1341	055—253—1359
東海旅客鉄道(株)東花輪駅	中央市東花輪388	0556—62—1211	———
" 小井川駅	" 上三條295—2	0556—62—1211	———
田富郵便局	" 臼井阿原270—1	055—273—3050	———
田富花輪郵便局	" 西花輪4486	055—274—3123	———
田富流通団地郵便局	" 山之神1122	055—273—3511	———
玉穂下河東簡易郵便局	" 下河東1039	055—273—6228	———
豊富郵便局	" 大鳥居3644—8	055—269—2001	———
日本放送協会甲府放送局	甲府市飯田 3—10—20	055—222—1313	055—222—0610
日本赤十字社山梨県支部	" 池田 1—6—1	055—251—6711	055—254—0351
日本通運(株)山梨支店	" 丸の内 2—26—1	055—224—4101	———

6 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
(株)山梨放送	甲府市北口 2—6—10	055—231—3232	055—235—9194
(株)テレビ山梨	" 湯田 2—13—1	055—232—1114	055—237—4423
(株)エフエム富士	" 丸の内 2—7—23	055—228—6969	055—228—1128
(社)山梨県バス協会	笛吹市石和町唐柏1000—7	055—262—1201	055—262—1202
山梨県トラック協会	"	055—262—5561	055—263—2036
(社)山梨県エルピーガス協会	甲府市宝 1—22—11	055—228—4171	055—228—4173

7 警察

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
南甲府警察署	甲府市中小川原404—1	055—243—0110	055—243—0139
" 小井川駐在所	中央市布施3379—4	055—273—2153	———
" 花輪駐在所	" 西花輪44	055—273—3647	———
" 下河東駐在所	" 下河東620	055—273—2031	———
" 成島駐在所	" 成島1800—2	055—274—3833	———
" 豊富駐在所	" 大鳥居4556—1	055—269—2210	———

8 消防

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
甲府地区広域行政事務組合消防本部	甲府市伊勢 3—8—24	055—222—1190	055—222—7583
〃 南消防署	〃	055—233—1490	055—233—1499
〃 玉穂出張所	中央市成島2384—1	055—273—0699	055—273—0699
〃 田富出張所	〃 臼井阿原275—3	055—273—0999	055—273—0999

9 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第1特科隊	忍野村忍草3093	0553—84—3135
自衛隊山梨地方協力本部	甲府市北新 1—7—9	055—253—1591

10 一部事務組合

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
中巨摩地区広域事務組合	中央市一町畑1189	055—273—5665	055—273—5665
〃 清掃センター	〃 一町畑1200	055—273—5711	055—273—5819
〃 衛生センター	〃 乙黒1083—3	055—273—4167	055—273—4167

11 その他公共的団体

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
中巨摩東部農業協同組合小井川支所	中央市布施3274	055—273—2108	———
〃 忍支所	〃 藤巻828—2	055—273—2107	———
〃 田富支所	〃 西花輪4321	055—273—2313	———
〃 玉穂支所	〃 成島2410—2	055—273—2002	———
〃 三町支所	〃 下河東2157	055—273—2020	———
甲斐酪農協同組合	〃 西花輪4514—2	055—273—2326	———
笛吹農業協同組合	笛吹市八代町南561	055—265—1600	055—260—1620
中央市社会福祉協議会	中央市下河東620	055—274—1116	055—274—0294
中央市商工会	〃 布施1555	055—273—4141	055—273—4742
東八西部商工会	甲府市上曽根町1854—3	055—266—3521	055—266—5560
甲府市水道局	〃 下石田 2—23—1	055—228—3311	055—237—4331
山梨大学医学部附属病院	中央市下河東1110	055—273—1111	———
中巨摩医師会	南アルプス市山寺35—4	055—283—3472	055—283—4544
(株)日本ネットワークサービス	甲府市富士見 1—4—24	055—251—7111	———

○ 中央市防災会議委員名簿一覧

	職 名	防災会議条例第 3 条該当条項
1	中央市長	第 2 項（会長）
2	国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所 長	第 5 項第 1 号（指定地方行政機関）
3	山梨県中北地域県民センター地域防災幹	第 5 項第 2 号（県の職員）
4	南甲府警察署長	第 5 項第 3 号（県警）
5	中央市副市長	第 5 項第 4 号（市の職員）
6	中央市総務部長	
7	中央市市民部長	
8	中央市保健福祉部長	
9	中央市建設部長	
10	中央市農政観光部長	
11	中央市教育長	第 5 項第 5 号（教育長）
12	甲府地区広域行政事務組合消防本部消防長	第 5 項第 6 号（消防長）
13	中央市消防団長	第 5 項第 6 号（消防団長）
14	中央市自治会連合会会長	第 5 項第 7 号（自治会連合会長）
15	中巨摩医師会会長	第 5 項第 8 号（指定公共機関・医療事業者）
16	東京電力(株)甲府支社総務グループマネージャー	第 5 項第 8 号（指定公共機関・電気事業者）
17	東日本電信電話(株)山梨支店災害対策室長	第 5 項第 8 号（指定公共機関・電気通信事業者）
事務局	総務課長	第 5 項第 4 号（市の職員）
事務局	総務課長補佐	
事務局	総務課行政担当リーダー	
事務局	総務課行政担当主任	

○ 中央市上水道給水装置工事事業者一覧

平成20年 1 月 4 日現在

No	指 定 工 事 店 名	住 所	電話番号
1	(株) 関 総	中央市臼井阿原314— 1	055—273—3315
2	佐 野 工 建 (株)	中央市西花輪4027— 8	055—273—1230
3	パ イ ピ ン グ 赤 池	中央市山之神921—62	055—273—7262
4	(有) カ ワ ス ミ	中央市今福393	055—273—5366
5	(有) 丸 山 設 備	西八代郡市川三郷町上野3047— 2	055—272—3505
6	川 口 設 備	中央市布施2426— 3	055—273—3080
7	鈴 木 組	中央市山之神3610— 5	055—273—1373
8	(株) 丸 藤 建 設	中央市大田和852	055—273—1055
9	(有) 金 丸 組	中央市布施1938	055—273—3842
10	田 中 設 備	中央市臼井阿原858— 1	055—273—6394
11	(株) 水 電 社	西八代郡市川三郷町大塚4403	055—272—2447
12	笹 本 住 宅 設 備	甲府市千塚 5 — 9 —26	055—252—6612
13	(有) 前 澤 設 備	甲府市貢川本町 7 —10	055—222—3674
14	中 部 プ ロ パ ン 瓦 斯 (株)	南巨摩郡鯉沢町1554— 1	0556—22—2177
15	(有) 長 田 設 備	甲府市七沢町134	055—273—4402
16	カ ネ ト 工 業 (株)	甲斐市西八幡3484	055—276—6351
17	山 梨 相 互 工 業 (株)	甲斐市篠原3007	055—276—5210
18	(有) 小 林 住 宅 設 備	甲府市山宮町3121	055—251—1259
19	(株) 山 梨 管 工 業	甲府市中小河原 1 — 9 —17	055—241—6011
20	(株) 永 田 工 業 所	甲府市千塚 5 —10— 2	055—252—7161
21	(有) 清 水 商 事	南アルプス市六科1565	055—285—0649
22	甲 府 住 宅 設 備 (株)	甲府市徳行 2 —10—40	055—226—3017
23	(株) 栄 進 設 備 工 業	南アルプス市加賀美3374	055—284—5466
24	(株) 緑 ケ 丘 設 備	甲府市山宮町3359—10	055—252—9099
25	城 東 管 工 事 (株)	甲府市朝気 1 — 1 — 5	055—235—5221
26	(有) 浅 川 住 宅 設 備	笛吹市石和町河内224— 2	055—262—8924
27	(有) ア ー ト 住 設	甲府市富竹 4 — 3 —38	055—228—9341
28	甲 信 ユ ニ ッ ト 設 備 (株)	甲斐市西八幡635— 4	055—276—5053
29	(有) 野 崎 設 備	甲府市武田 3 — 2 —23	055—251—7439
30	(株) サ イ エ ン ス 設 備	甲府市西下条町918	055—243—1239
31	(株) カ イ 空 衛	甲府市大里町1063— 1	055—241—1777
32	丸 昭 村 松 組 土 木 (株)	甲府市朝気 1 — 1 — 2	055—232—5321
33	有 泉 工 業 (株)	甲府市里吉 1 — 4 — 1	055—235—0587

34	秋 葉 設 備 工 業	甲斐市下市之瀬1329	055—284—0254
35	三 和 住 設 (株)	南アルプス市小笠原435— 2	055—284—1133
36	(株) 渡 辺 工 業 所	甲府市国母 5 — 9 — 24	055—224—6353
37	(株) 丸 真 冷 熱	甲府市上町2135	055—241—4422
38	(株) 司 水 道	甲府市七沢町502—15	055—235—5754
39	時 空 管 工 業	甲府市東光寺 2 — 24 — 8	055—237—6908
40	富 士 冷 暖 (株)	甲府市上石田 3 — 17 — 13	055—226—1451
41	高 橋 商 事 (有)	南巨摩郡鯉沢町1792	0556—22—0135
42	村 松 設 備	甲府市高畑 1 — 4 — 16	055—226—2569
43	(有) 総 合 整 備 石 坂	甲府市富士見 1 — 15 — 7	055—253—3140
44	新 津 設 備	甲斐市富竹新田1171	055—276—6918
45	(有) 石 田 工 業	中巨摩郡昭和町清水新居1008	055—226—6366
46	三 建 設 備	甲府市富士見 2 — 7 — 4	055—254—0039
47	(株) 和 田 電 気 設 備 工 業	南アルプス市下今井474— 1	055—282—5164
48	(有) 塩 谷 工 業	南アルプス市有野3021	055—285—4171
49	マ コ ト 住 設	中巨摩郡昭和町河西1191— 1 サンハイツ中田 — 102	055—275—7104
50	(株) 国 母 設 備	甲府市国母 5 — 7 — 20	055—226—4619
51	鷹 野 設 備 工 業 (株)	甲斐市篠原2352	055—275—7104
52	昭 和 物 産 (株)	甲府市若松町 5 — 4	055—235—6211
53	一 木 設 備	中央市下三條504— 7	055—274—6035
54	田 口 工 設	笛吹市御坂町井之上863— 4	055—261—1228
55	落 合 設 備	笛吹市境川村石橋2174	055—266—3339
56	(有) 井 上 設 備 工 業	南巨摩郡増穂町最勝寺1276— 5	0556—22—7501
57	(有) 佐 藤 設 備	甲斐市西八幡1522—16	055—279—0502
58	(有) 金 丸 水 道 設 備	南アルプス市曲輪田2074	055—283—1221
59	(有) 山 田 設 備	甲府市青葉町 7 — 11	055—273—1897
60	積 和 建 設 山 梨 株 式 会 社	甲府市住吉 4 丁目 2 — 24	055—227—3011
61	古 茂 設 備 工 業	笛吹市一宮町狐新居560	055—347—1760
62	城 西 ハ ウ ジ ン グ (株)	甲府市長松寺町 1 — 11	055—228—1122
63	(有) ス マ イ ル 設 備	富士吉田市上吉田4590—33	055—522—7394
64	(有) 保 泉 商 事	中巨摩郡昭和町西条101— 1	055—268—0055
65	(有) 坂 本 設 備 サ ー ビ ス	中巨摩郡昭和町上河東543—15	055—275—0955
66	(株) 川 口 建 設	南巨摩郡身延町切石687	055—642—2727
67	保 坂 設 備	中央市浅利2921	055—269—2471
68	(有) 山 口 設 備	甲斐市島上条452	055—277—2222
69	深 沢 設 備	甲斐市富竹新田1887— 2	055—276—0388
70	五 味 設 備	甲斐市牛匂2254— 1	055—277—9521

71	(有) 小 澤 設 備	甲斐市竜王2757— 5	055—276—4548
72	平 島 総 合 設 備	甲府市下鍛冶屋町177— 1	055—241—4842
73	大 栄 設 備 (株)	甲府市下飯田 2 丁目11—17	055—224—4331
74	武 藤 設 備	甲府市国母 4 — 2 —11	055—226—3797
75	オ ー ト リ 工 業	中央市西花輪2692— 5	055—273—4411
76	晴 明 工 業	西八代郡身延町常葉1007	055—636—0277
77	(有) ケーシー金丸工務店	南アルプス市西南湖4306	055—283—5030
78	和 永 設 備 工 業	山梨市歌田115— 1	055—322—7518
79	(有) ダ イ テ ッ 工 業	甲府市德行 4 — 8 —11	055—237—4377
80	(有) 村 松 工 業	山梨市小原東199— 2	055—322—0572
81	ピ ー ス ク リ ー ン 山 梨	中巨摩郡昭和町築地新居825— 2	055—268—0275
82	峡 南 建 設 株 式 会 社	西八代郡市川三郷上野2487— 9	055—272—8503
83	(有) 宮 下 設 備	笛吹市御坂町成田374	055—262—7097
84	(有) 望 月 管 工	南巨摩郡増穂町長沢37— 5	055—622—8597
85	長 田 設 備 工 業	甲斐市牛勾2263— 8	055—277—3553
86	(有) ヒ ナ タ ロ ー	昭和町河西945— 2	055—275—5648
87	宮 下 設 備 工 業 (株)	富士吉田市上吉田1318—17	0555—22—5084
88	(有) カ ワ サ キ 工 業	甲府市貢川 1 — 7 — 5	055—228—8029
89	長 沼 工 業	南アルプス市曲輪田676— 2	055—283—0484
90	(株) エ イ ワ 実 業	昭和町西条2525— 1	055—275—5694
91	(有) ツ ル タ 設 備	甲斐市打返207	055—277—9500
92	(有) 米 倉 電 気 工 業	山梨市上神内川1481	0556—22—0443
93	(株) 中 部	中央市山之神流通団地 2 — 5 — 2	055—273—1771
94	甲 府 管 工 業 (有)	甲府市国母 7 — 5 —36	055—226—1223

○ 中央市内にある甲府市水道局指定給水装置工事
事業者一覧

№	指 定 工 事 店 名	住 所	電話番号
1	(有) アキヤマ機工建設	中央市上三條581	055—273—3412
2	一 木 設 備	中央市下三條504— 7	055—274—6035
3	(株) 日 動 建 設	中央市下三條920— 7	055—273—0240
4	(有) 峡 中 設 備 工 業	中央市下河東579	055—273—0508
5	玉 穂 設 備	中央市下河東1685— 1	055—273—3786
6	ヒ カ ワ 住 設	中央市乙黒610— 7	055—274—4147
7	(有) 金 丸 工 業	中央市中楯22— 1	055—278—5611
8	オ ー ト リ 工 業	中央市西花輪2692— 5	055—273—4411
9	(有) 共 進	中央市西花輪1415—16	055—274—0009
10	佐 野 工 建 (株)	中央市西花輪4027— 8	055—273—1230
11	鈴 木 組	中央市山之神3610— 5	055—273—1373
12	パ イ ピ ン グ 赤 池	中央市山之神921—62	055—273—7262
13	(有) 笠 井 建 設	中央市大鳥居3008— 5	055—269—3262
14	保 坂 設 備	中央市浅利2921	055—269—2471

旧玉穂町については、甲府市水道局の給水区域のため、甲府市水道局の指定給水装置工事事業者に修理工事等依頼することとなります。

上記は、中央市内にある甲府市水道局指定給水装置工事事業者です。

○ 中央市簡易水道事業給水工事事業者一覧

申請受付順

No	指 定 工 事 店 名	代 表 者	住 所	電 話 番 号
1	有限会社 浅川住宅設備	浅 川 順 一	笛吹市石和町河内224— 2	055—262—8924
2	有限会社 ヒナタロー	高 橋 勝 宏	中巨摩郡昭和町河西945— 2	055—275—5648
3	城西ハウジング 株式会社	大久保耕吉	甲府市長松寺 1—11	055—228—1122
4	一 木 設 備	一 木 勝 男	中央市下三條504— 7	055—274—6035
5	有 限 会 社 丸 山 設 備	松 下 努	西八代郡市川三郷町上野3047— 2	055—272—3505
6	富 士 冷 暖 株 式 会 社	長 田 永 年	甲府市上石田 3—17—13	055—226—1451
7	か し わ 管 工	古 屋 紀 武	甲府市上曽根町322	055—266—7033
8	有 限 会 社 保 泉 商 事	小 池 保	中巨摩郡昭和町西条101— 1	055—268—0055
9	有限会社 タナカ設備	田 中 三 男	笛吹市御坂町尾山323— 1	055—262—4873
10	有 限 会 社 山 田 設 備	山田新太郎	甲府市青葉町 7—11	055—237—1897
11	高 橋 商 事 有 限 会 社	高 橋 弘 昌	南巨摩郡韮沢町1792	0556—22—0135
12	新 津 設 備	新 津 俊 二	甲斐市富竹新田1171	055—276—6918
13	有 限 会 社 笠 井 建 設	笠 井 弘 一	中央市大鳥居3008— 5	055—269—3262
14	萩原工業 有限会社	萩 原 貴 森	中央市大鳥居3799— 3	055—269—2032
15	株式会社 エイワ実業	大久保英和	中巨摩郡昭和町西条2525— 1	055—275—5694
16	有 限 会 社 清 水 商 事	清 水 貞 男	南アルプス市六科1565	055—285—0649
17	有 限 会 社 塩 島 設 備	塩 島 正	西八代郡市川三郷町市川大門3079—21	055—272—2492
18	有 限 会 社 長 田 設 備	長 田 武 彦	甲府市七沢町134— 3	055—237—4402
19	保 坂 設 備	保 坂 正 英	中央市浅利2921	055—269—2471
20	三 建 設 備	土 橋 竹 晴	甲府市富士見 2— 7— 4	055—254—0039
21	雨 宮 工 業 株 式 会 社	雨 宮 正	甲府市荒川 2— 6—42	055—253—4361
22	大 栄 設 備 株 式 会 社	望月慎太郎	甲府市下飯田 2—11—17	055—224—4331
23	有限会社 小林住宅設備	小 林 和 彦	甲府市山宮町3121	055—251—1259
24	富 士 商 工 株 式 会 社	平 山 孝	山梨市下神内川25— 1	0553—22—1366
25	佐 野 工 建 株 式 会 社	佐 野 信 一	中央市西花輪4027— 8	055—273—1230
26	有 限 会 社 松 山 興 業	松 山 龍 文	笛吹市石和町河内77	055—262—5621
27	田 中 設 備	田 中 秀 博	中央市臼井阿原858— 1	055—273—6394
28	甲 府 管 工 業	桜 井 勇	甲府市国母 7— 5—36	055—226—1223
29	株 式 会 社 水 電 社	水 上 静 雄	西八代郡市川三郷町大塚4403	055—272—2447
30	有 限 会 社 カ ワ ス ミ	川 澄 利 雄	中央市今福2111— 2	055—273—5366
31	パ イ ピ ン グ 赤 池	赤 池 政 樹	中央市山之神921—62	055—273—7262
32	有 限 会 社 堀 内 設 備	堀 内 英 和	甲州市塩山上於曽1290— 6	0553—33—6185
33	有 限 会 社 ツ ル タ 設 備	鶴 田 貞 夫	甲斐市打返207	055—277—9500

34	株 式 会 社 中 部	名 執 文 雄	中央市山之神字流通団地 2 — 5 — 2	055—273—1771
35	功 刀 松 太 郎 商 店	功 刀 浩 司	南アルプス市上今井112	055—282—2453
36	晴 明 興 業	望 月 明	南巨摩郡身延町常葉1007	0556—36—0277
37	雅 設 備	小 俣 雅 仁	笛吹市石和町井戸1194— 3	055—244—5522
38	株 式 会 社 永 田 工 業 所	永 田 章	甲府市千塚 5 —10— 2	055—252—7161
39	時 空 管 工 業	東 條 武 美	甲府市東光寺 2 —24— 8	055—237—2952

○ 中央市排水設備指定工事店一覧

指定店 番 号	指定工事店名	呼び名	電話番号	郵便番号	住所
1	(有)アート住設	あーとじゅうせつ	055—228—9341	400—0049	甲府市富竹 4 丁目 3 —38
2	アイカワ設備	あいかわせつび	055—263—6637	406—0033	笛吹市石和町小石和176— 5
3	相沢設備	あいざわせつび	055—265—3167	406—0824	笛吹市八代町増利203— 1
4	赤池サービス	あかいけさーびす	055—275—3667	409—3853	中巨摩郡昭和町築地新居 435
5	秋葉設備工業	あきばせつびこう ぎょう	055—284—0254	400—0314	南アルプス市下市之瀬1329
6	(有)アキヤマ機工建 設	あきやまきこうけん せつ	055—273—3412	409—3823	中央市上三条581
7	(有)浅川住宅設備	あさかわじゅうたく せつび	055—262—8924	406—0043	笛吹市石和町河内224— 2
8	旭工業(株)峡西支店	あさひこうぎょう	055—282—9146	400—0302	南アルプス市沢登15— 3
10	(有)東設備	あずませつび	055—282—4809	400—0211	南アルプス市上今諏訪1759
11	雨宮工業(株)	あめみやこうぎょう	055—253—4361	400—0061	甲府市荒川 2 丁目 6 —42
12	(有)雨宮実業	あめみやじつぎょう	055—273—5155	409—3844	中央市臼井阿原1054
13	有泉工業(株)	ありいずみこうぎょ う	055—235—0587	400—0822	甲府市里吉 1 丁目 4 — 1
14	(有)有田建設	ありたけんせつ	055—273—4242	409—3842	中央市東花輪502— 3
15	石川空調設備	いしかわくうちょう せつび	055—284—2405	400—0402	南アルプス市田島999
16	(有)石田工業	いしだこうぎょう	055—226—6366	409—3867	中巨摩郡昭和町清水新居 1008
17	石原建設	いしはらけんせつ	055—273—4000	409—3841	中央市布施2434
18	一木設備	いちきせつび	055—274—6035	409—3822	中央市下三条504— 7
19	井上設備工業	いのうえせつびこう ぎょう	0556—22—7501	400—0502	南巨摩郡増穂町最勝寺1276 — 5

20	(有)今福建設	いまふくけんせつ	055—272—0448	409—3612	西八代郡市川三郷町上野 2915— 1
21	(株)内田建設	うちだけんせつ	055—282—1569	400—0337	南アルプス市寺部1350
23	(株)栄進設備工業	えいしんせつびこう ぎょう	055—284—5466	400—0335	南アルプス市加賀美3374
24	(株)エイワ実業	えいわじつぎょう	055—275—5694	409—3866	中巨摩郡昭和町西条2525— 1
25	遠藤管工事	えんどうかんこうじ	0556—62—5518	409—2522	南巨摩郡身延町下山9160
26	オートリ工業	おーとりこうぎょう	055—273—9335	409—3843	中央市西花輪2692— 5
27	小川設備工業所	おがわせつびこう ぎょうしょ	0556—22—3013	400—0505	南巨摩郡増穂町長澤323
28	(有)荻野建設	おぎのけんせつ	055—273—2753	409—3845	中央市山之神3613—10
29	(有)長田設備	おさだせつび	055—237—4402	400—0825	甲府市七沢町134
30	長田設備工業	おさだせつびこう ぎょう	055—277—3553	400—0121	甲斐市牛匂2263— 8
31	(有)小澤設備	おざわせつび	055—276—4548	400—0118	甲斐市竜王2757— 5
32	(株)カイ空衛	かいくうえい	055—241—1777	400—0053	甲府市大里町1063— 1
33	(有)勝又設備工業	かつまたせつびこう ぎょう	055—276—7828	400—0116	甲斐市玉川90— 8
34	カネト工業(株)	かねとこうぎょう	055—276—6351	400—0117	甲斐市西八幡3484
35	(有)金丸組	かねまるぐみ	055—273—3842	409—3841	中央市布施1938
36	(有)金丸工業	かねまろうぎょう	090—3695—3790	409—3801	中央市中橋22— 1
37	(株)川口建設	かわぐちけんせつ	0556—42—2727	409—3304	南巨摩郡身延町切石687
38	川口設備	かわぐちせつび	055—273—3080	409—3841	中央市布施2426— 3
39	(有)カワスミ	かわすみ	055—273—5366	409—3834	中央市今福393
40	北原工業	きたはらこうぎょう	055—273—6896	409—3802	中央市西新居143— 3

41	(有)共進	きょうしん	055—274—0009	409—3843	中央市西花輪1415—16
42	共進建設(有)	きょうしんけんせつ	055—275—0761	409—3853	中巨摩郡昭和町築地新居 119—2
43	(有)峡中設備工業	きょうちゅうせつび こうぎょう	055—273—8244	409—3804	中央市井之口133—3
45	(株)櫛形環境	くしがたかんきょう	055—282—0845	400—0308	南アルプス市山寺110
46	功刀松太郎商店	くぬぎまつたろう しょうてん	055—282—2453	400—0303	南アルプス市上今井112
47	(株)クリーンライフ	くりーんらいふ	055—274—6288	409—3843	中央市西花輪4377
49	(有)河建興業	こうけんこうぎょう	055—273—1060	409—3801	中央市中楯1514
51	甲信ユニット設備 (株)	こうしんゆにとつ せつび	055—276—5053	400—0117	甲斐市西八幡635—4
52	甲府管工業	こうふかんこうぎ ょう	055—226—1223	400—0043	甲府市国母7—5—36
53	甲府住宅設備(株)	こうふじゅうたく せつび	055—228—8821	400—0047	甲府市德行2丁目10—40
54	甲和管工業	こうわかんこうぎ ょう	055—227—7266	400—0043	甲府市国母5丁目18—4
55	(有)興石開発	こしいしかいはつ	055—241—1198	400—0053	甲府市大里町3921—5
56	小林建材興業(株)	こばやしけんざい こうぎょう	055—273—6208	409—3801	中央市中楯1318
57	(有)小林住宅設備	こばやしじゅうたく せつび	055—251—1259	400—0075	甲府市山宮町3121
58	五味設備	ごみせつび	055—277—9521	400—0121	甲斐市牛匂2254—1
59	(株)サイエンス設備	さいえんすせつび	055—243—1239	400—0054	甲府市西下条町918
60	栄工業(有)	さかえこうぎょう	0551—22—0591	407—0011	韮崎市上ノ山260
61	(有)坂本設備サー ビス	さかもとせつびさ ーびす	055—275—0955	409—3862	中巨摩郡昭和町上河東543 —15
62	笹本住宅設備	ささもとじゅうたく せつび	055—252—6612	400—0074	甲府市千塚5丁目9—26
63	皐月組土木	さつきぐみどぼく	055—283—1445	400—0222	南アルプス市飯野3456—1

64	(有)佐藤設備	さとうせつび	055—279—0502	400—0117	甲斐市西八幡1522—16
65	佐野工建(株)	さのこうけん	055—273—1230	409—3843	中央市西花輪4027—8
66	三建設備	さんけんせつび	055—254—0039	400—0027	甲府市富士見2丁目7—4
67	三和住設(株)	さんわじゅうせつ	055—284—5133	400—0306	南アルプス市小笠原435—2
68	サンワホームズ	さんわほーむず	055—243—6701	400—0855	甲府市中小河原1—3—29
69	塩島建築	しおじまけんちく	055—272—2595	409—3611	西八代郡市川三郷町大塚4312
70	(有)塩谷工業	えんやこうぎょう	055—285—4171	400—0226	南アルプス市有野3021
71	時空管工業	じくうかんこうぎょう	055—237—2952	400—0807	甲府市東光寺2丁目24—8
72	(株)シティ開発山梨	していかいはつやまなし	055—273—1175	409—3804	中央市井之口1528—18
73	(株)清水建材	しみずけんざい	055—283—4699	400—0413	南アルプス市和泉929
74	(有)清水商事	しみずしょうじ	055—285—0649	400—0206	南アルプス市六科1565
76	城西ハウジング(株)	じょうさいはうじんぐ	055—228—1122	400—0067	甲府市長松寺町1—11
77	城東管工事(株)	じょうとうかんこうじ	055—235—5221	400—0862	甲府市朝気1丁目1—5
78	昭和土地建設(株)	しょうわとちけんせつ	055—276—0002	400—0112	甲斐市名取731—2
79	昭和物産(株)	しょうわぶっさん	055—235—6211	400—0866	甲府市若松町5—4
80	(株)水電社	すいでんしゃ	055—272—2447	409—3611	西八代郡市川三郷町大塚4403
81	(有)杉山興業	すぎやまこうぎょう	055—273—1083	409—3845	中央市山之神2311—6
82	鈴木組	すずきぐみ	055—273—1373	409—3845	中央市山之神3610—5
84	(有)西邦興業	せいほうこうぎょう	055—273—7877	409—3802	中央市西新居244
85	晴明興業	せいめいこうぎょう	0556—36—0277	409—2936	西八代郡身延町常葉1007

86	清優工業	せいゆうこうぎょう	055—284—5891	400—0222	南アルプス市飯野2556— 1
87	(株)関総	せきそう	055—273—3315	409—3844	中央市臼井阿原320— 1
88	積和建設山梨(株)	せきわけんせつやま なし	055—227—3011	400—0851	甲府市住吉 4 丁目 2 —24
89	(有)総合設備石坂	そうごうせつびいし ざか	055—253—3140	400—0027	甲府市富士見 1 丁目15— 7
91	大栄設備(株)	だいえいせつび	055—224—4331	400—0046	甲府市下飯田 2 丁目11—17
92	大成興業(株)	たいせいこうぎょう	055—273—5667	409—3801	中央市中楯1448— 1
93	(有)ダイテツ工業	だいてつこうぎょう	055—237—4377	400—0047	甲府市德行 4 丁目 8 —11
94	鷹野設備工業(株)	たかのせつびこう ぎょう	055—276—2297	400—0115	甲斐市篠原2352
95	高橋商事(有)	たかはししょうじ	0556—22—0135	400—0601	南巨摩郡鯉沢町1792
96	田口工設	たぐちこうせつ	055—261—1228	406—0803	笛吹市御坂町井之上863— 4
98	武田設備	たけだせつび	055—274—2662	409—3815	中央市成島2291
99	(有)田富興業	たとみこうぎょう	055—273—4149	409—3842	中央市東花輪217—10
100	(株)田中重建	たなかじゅうけん	055—228—8131	400—0043	甲府市国母 7 丁目10—26
101	タナカ設備	たなかせつび	055—273—6394	409—3844	中央市臼井阿原858— 1
102	(有)田中設備工業所	たなかせつびこう ぎょうじょ	0553—33—6987	404—0031	甲州市塩山上粟生野1433
103	谷内暖冷工業	たにうちだんれいこ うぎょう	055—241—6227	400—0053	甲府市大里町3559—19
104	玉穂設備	たまほせつび	055—273—3786	409—3821	中央市下河東1685— 1
105	中部テクニカル(株)	ちゅうぶてくにかる	0556—22—8322	400—0502	南巨摩郡増穂町最勝寺1260
106	中部プロパン瓦斯 (株)	ちゅうぶぷろぱんが す	0556—22—2177	400—0601	南巨摩郡鯉沢町1544— 1
108	土屋設備	つちやせつび	055—235—2417	400—0862	甲府市朝気 1 — 6 —25

109	(有)ツルタ設備	つるたせつび	055—277—9500	400—0125	甲斐市打返207
110	東住機器販売(有)	とうじゅうききはん ばい	055—275—3210	409—3863	中巨摩郡昭和町河東中島 256—1
111	(有)トーショー	とーしょー	055—276—3271	400—0114	甲斐市万才155—1
113	(株)轟ホーム	とどろほーむ	055—260—6680	400—0046	甲斐市篠原714—3
114	(有)長井工業	ながいこうぎょう	055—276—8575	400—0117	甲斐市西八幡866—8
116	(株)永田工業所	ながたこうぎょう しょ	055—252—7161	400—0074	甲府市千塚5丁目10—2
117	新津設備	にいつせつび	055—276—6918	400—0113	甲斐市富竹新田1—171
118	(株)日動建設	にちどうけんせつ	055—273—0240	409—3822	中央市下三条920—7
119	日昇総合設備(株)	にっしょうそうごう せつび	055—237—8891	400—0047	甲府市德行3丁目6—23
120	(株)日設管興	にっせつかんこう	0551—23—1238	407—0175	韮崎市穂坂町宮久保5293
121	(株)日設工業	にっせつこうぎょう	055—251—4891	400—0073	甲府市湯村3丁目5—21
122	日本パイピング工業 (株)	にほんぱいぴんぐこ うぎょう	055—235—8818	400—0851	甲府市住吉3—26—16
123	(有)野崎設備	のざきせつび	055—251—7439	400—0016	甲府市武田3—2—23
124	(有)野中工務店	のなかこうむてん	0556—22—0206	400—0502	中央市最勝寺877—3
125	パイピング赤池	ぱいぴんぐあかいけ	055—273—7262	409—3845	中央市山之神921—62
126	(有)初鹿野設備電化	はじかのせつびでん か	0553—22—0370	405—0025	山梨市一町田1261—1
127	(株)長谷川建設	はせがわけんせつ	055—273—6136	409—3843	中央市西花輪3398—4
129	ピースクリーン山梨	ぴーすくりーんやま なし	055—268—0122	409—3853	中巨摩郡昭和町築地新居 825—2
131	平島総合設備	ひらしまそうごうせ つび	055—241—4842	400—0835	甲府市下鍛冶屋177—1
132	(株)深沢組	ふかさわぐみ	055—273—2051	409—3823	中央市上三条521

133	深沢設備	ふかさわせつび	055—276—0388	400—0113	甲斐市富竹新田1887—2
134	富士冷暖(株)	ふじれいだん	055—226—1451	400—0041	甲府市上石田3丁目17—13
135	ヘルシーカンパニー	へるしーかんぱにー	055—266—4055	400—1507	甲府市下向山町4111
136	保坂設備	ほさかせつび	055—269—2471	400—1514	中央市浅利2921
137	(有)前澤設備	まえさわせつび	055—222—3674	400—0048	甲府市貢川本町7—10
138	マコト住設	まことじゅうせつ	055—275—7104	409—3851	中巨摩郡昭和町河西1191—1 1 サンハイツ中田 —102
139	(有)松本住宅産業	まつもとじゅうたく さんぎょう	055—277—2031	400—0124	甲斐市中下条1659
140	(有)松山興業	まつやまこうぎょう	055—262—5621	406—0043	笛吹市石和町河内77
141	丸昭村松組土木(株)	まるしょうむらまつ ぐみどぼく	055—232—5321	400—0862	甲府市朝気1丁目1—2
142	(株)丸藤建設	まるふじけんせつ	055—273—1055	409—3831	中央市大田和852
144	(有)丸山設備	まるやませつび	055—272—3505	409—3612	西八代郡市川三郷町上野 3047—2
145	(株)美沢屋	みさわや	0554—23—0148	401—0016	大月市大月町真木2221
147	(有)宮下設備	みやしたせつび	055—262—7097	406—0801	笛吹市御坂町成田374
148	武藤設備	むとうせつび	055—226—3797	400—0043	甲府市国母4丁目2—11
149	(有)村松工業	むらまつこうぎょう	0553—22—0572	405—0004	山梨市上之割211
151	(有)メイテック調和	めいてっくちょうわ	055—275—1033	409—3866	中巨摩郡昭和町2373—3
153	明和工業(株)	めいわこうぎょう	055—220—6060	400—0047	甲府市德行4丁目9—15
154	(有)望月管工	もちづきかんこう	0556—22—8597	400—0505	南巨摩郡増穂町長澤37—5
155	八乙女機材(株)	やおとめきざい	055—241—4746	400—0842	甲府市下今井町664—4
156	(有)山口設備	やまぐちせつび	055—277—2222	400—0123	甲斐市島上条452

157	(有)山田設備	やまだせつび	055—237—1897	400—0828	甲府市青葉町 7—11
158	山鉄興業(株)	やまてつこうぎょう	055—284—2371	400—0334	南アルプス市藤田565
159	(株)山梨管工業	やまなしかんこう ぎょう	055—241—6011	400—0855	甲府市中小河原 1 丁目 9— 17
161	山梨相互工業(株)	やまなしそうごこう ぎょう	055—276—5210	400—0115	甲斐市篠原3007
162	山梨日化サービス (株)	やまなしにっかさー びす	055—275—6911	409—3853	中巨摩郡昭和町築地新居 907— 1
166	和永設備工業	わえいせつびこう ぎょう	0553—22—7518	405—0024	山梨市歌田115— 1
167	(有)和田電気設備工 業	わだでんきせつびこ うぎょう	055—282—5164	400—0331	南アルプス市下今井474— 1
168	(株)渡辺工業所	わたなべこうぎょう しょ	055—224—6353	400—0043	甲府市国母 5 丁目 9—24
169	(有)笠井建設	かさいけんせつ	055—269—3262	400—1513	中央市大鳥居3008— 5
170	(有)明創工業	めいそうこうぎょう	055—266—2722	400—1501	甲府市上曽根町298— 1
171	(有)ヒナタロー	ひなたろー	055—275—5648	409—3851	中巨摩郡昭和町河西945— 2
172	(株)進誠技興	しんせいぎこう	055—284—5211	400—0337	南アルプス市寺部970— 1
173	中楯建設(株)	なかだてけんせつ	055—269—2825	400—1513	中央市大鳥居2760
174	瀬田設備	せたせつび	055—237—6975	400—0851	甲府市住吉 3—22—21
175	黒澤設備工業	くろさわせつびこう ぎょう	055—241—5033	409—3801	中央市中楯35— 1
176	(有)カワサキ工業	かわさきこうぎょう	055—228—8029	400—0065	甲府市貢川 1— 7— 5
177	保坂設備	ほさかせつび	055—274—0587	409—3842	中央市東花輪15
178	宮下設備工業(株)	みやしたせつびこう ぎょう	0555—22—5084	403—0005	富士吉田市上吉田1318—17
179	かしわ管工	かしわかんこう	055—266—7033	400—1501	甲府市上曽根町322
180	長沼工業	ながぬまこうぎょう	055—283—0484	400—0311	南アルプス市曲輪田676— 2

181	長田建設(株)	おさだけんせつ	055—266—3954	400—1507	甲府市下向山町1667
182	(有)山本工務店	やまもとかうむてん	055—266—6811	400—1504	甲府市右左町1613— 1
183	(有)米倉電気工業所	よねくらでんきこう ぎょうじょ	0553—22—0443	405—0018	山梨市上神内川1481
184	ケイ・エム工業	けい・えむこうぎ ょう	055—283—0201	400—0332	南アルプス市鏡中条3330
185	(有)新光設備工業	しんこうせつびこう ぎょう	055—237—0297	400—0814	甲府市上阿原町669— 1
186	(有)五大工業	ごだいこうぎょう	055—274—5099	409—3814	中央市町之田178— 8
187	(有)山下組土木	やましたぐみどぼく	055—273—6258 090—3319—0688	409—3843	中央市西花輪4239—20
188	(有)堀内設備	ほりうちせつび	0553—33—6185	404—0042	甲州市塩山上於曽1290— 6
189	ナカムラ工業所	なかむらこうぎ ょうしょ	055—265—3498	406—0823	笛吹市八代町永井1262— 7
190	雅設備	みやびせつび	055—244—5522	406—0045	笛吹市石和町井戸1194— 3
191	清優工業	せいゆうこうぎ ょう	055—284—5891	400—0222	南アルプス市飯野2556— 1
192	(株)大南設備	だいなんせつび	0556—62—3255	409—2411	南巨摩郡身延町丸滝158— 1
193	オートリ工業	おーとりこうぎ ょう	055—273—4411	409—3843	中央市西花輪2692— 5
194	清水	しみず	055—276—2281	400—0114	甲斐市万才151
195	(有)アダチ	あだち	055—232—1953	400—0856	甲府市伊勢 4—25—22
196	天野設備工業	あまのせつびこう ぎょう	055—276—1460	400—0116	甲斐市玉川1586— 7
197	トーカイ住設	とーかいじゅうせつ	055—235—1411	400—0856	甲府市伊勢 3 丁目 8—38
198	(有)双葉設備	ふたばせつび	0551—28—4775	407—0106	甲斐市岩森1401—16
199	秋葉設備工業	あきばせつびこう ぎょう	055—284—0254	400—0314	南アルプス市下市之瀬1329
200	(有)秋山住設	あきやまじゅうせつ	055—242—2525	400—0051	甲府市古上条町394

201	進藤建設(株)	しんどうけんせつ	055—222—1421	400—0842	甲府市下飯田 3 丁目13— 8
202	小沢設備	おざわせつび	055—263—7547	406-0034	笛吹市石和町唐柏48— 8
203	(有)田中設備工業所	たなかせつびこうぎ ようじょ	0553—33—6987	404—0031	甲州市塩山上粟生野1433
204	星設備	ほしせつび	055—228—9389 090—8581—6755	400—0822	甲府市里吉 1 — 3 — 1
205	(有)相川工務店	あいかわこうむてん	055—265—3271	406—0821	笛吹市八代町北1266— 1
206	積和建設西東京(株)	せきわけんせつにし とうきょう	055—227—3011	400—0851	甲府市住吉 4 丁目 2 —24
207	川嶋総合企画	かわしまそうごうき かく	055—276—8745 090—1500—5027	400—0116	甲斐市玉川910— 1
208	萩原工業(有)	はぎはらこうぎょう	055—269—2032	400—1513	中央市大鳥居3799— 3
209	(株)共進美瑠	きょうしん	0556—32—2494	409—3231	西八代郡市川三郷町落合 6310

○ 一般廃棄物収集運搬業者一覧

NO. 1

(平成19年10月1日)

名称	代表者名	住所	電話番号	最大積載量	車体形状
土屋菊代		中央市東花輪630—1	055—273—2791	2,000kg	塵芥車
				2,000kg	塵芥車
				2,000kg	塵芥車
(株)中部	名執文雄	中央市山ノ神流通団地 2—5—2	055—273—1771	4,050kg	塵芥車
(株)クリーンライフ	網倉房雄	中央市西花輪4377	055—274—6288	2,250kg	塵芥車
				2,200kg	塵芥車
				2,000kg	塵芥車
				2,850kg	塵芥車
				3,700kg	糞尿車
				10,000kg	糞尿車
				2,700kg	糞尿車
				3,700kg	糞尿車
				3,700kg	糞尿車
				9,700kg	糞尿車
				3,700kg	糞尿車
				3,000kg	糞尿車
				3,000kg	糞尿車
				3,000kg	糞尿車
				4,000kg	キャブオーバー
(有)玉穂商会	田中健蔵	中央市一町畑192	055—273—5442	2,000kg	キャブオーバー
福田三商	斎藤武	名古屋市千竈通2—14—1	055—233—1131	1,000kg	キャブオーバー
				2,450kg	塵芥車
				2,000kg	塵芥車
				1,000kg	キャブオーバー
長倉運送	長倉武	中央市極楽寺734—1	055—273—8771	2,000kg	塵芥車
				2,000kg	塵芥車
				2,000kg	塵芥車
武川産業	武川忠臣	中央市藤巻2159—1	055—273—3151	2,000kg	塵芥車
				2,000kg	塵芥車
				1,750kg	ダンプ
				2,250kg	塵芥車
レスキューブ	石原実	中央市東花輪1445—37	055—273—9930	2,000kg	キャブオーバー

溝口商事	溝口耕一	中央市高部1662	055—269—2753	2,500kg	塵芥車
				2,500kg	塵芥車
石原運送	石原正樹	中央市関原369	055—269—2029	3,300kg	塵芥車
				3,750kg	ダンプ
				2,000kg	ダンプ
高野産業	高野実	菰崎市下祖母石2278	0551—23—0072	10,950kg	アームロック車
				11,400kg	アームロック車
				11,400kg	アームロック車
				11,600kg	アームロック車
				11,200kg	アームロック車
				11,200kg	アームロック車

○し尿収集許可業者一覧

業 者 名	田中衛生社	クリーンライフ(株)	東八商事(有)
住 所	中央市一町畑103	中央市西花輪4377	笛吹市石和町唐柏94
電 話	273—4896	274—6288	262—3362
営業区域	玉穂地区（井之口・若宮・乙黒・下河東・町之田・一町畑・上三条）	玉穂地区（西新居・中楯・新城・成島・極楽寺・高橋・下三条）田富地区	豊富地区

〔 救援施設等 〕

○ 指定避難場所一覧

番号	避難場所名	施設状況	避難地・ 避難所区分	対象地区		住 所	電話番号	F A X 番号	耐震性貯 水槽		飲料水兼 用耐震性 貯水槽	
				自主防災会名	概ねの世 帯数				t	基	t	基
1	井之口つどいの家	つどいの家	地	井之口 1	234	井之口596— 4						
2	玉穂北部児童館	児童館	地	井之口 2	81	井之口1139— 1	055—273—7967					
3	若宮公園	公園（ 2 次 避難 地 ）	地	若宮（ 井之口 1 ・ 2、新城 ）	995	若宮25— 1			60	1		
4	阿原 2 号公園	公園	地	新城	428	中楯1513						
5	新城チビツ子広場	公園	地	新城		西新居11—31						
6	新城公会堂	公会堂	地	新城		中楯1467—12						
7	西新居公会堂	公会堂	地	西新居	410	西新居310	055—274—1271					
8	中楯ふるさとつどいの 家	つどいの家	地	中楯	300	中楯1256						
9	御崎神社	神社	地	上成島	248	成島1776						
10	成島 1 号公園	公園	地	上成島（ 計画 ）		成島1659						
11	玉穂中央児童館	児童館	地	新成島	168	成島2095— 1	055—273—8271					
12	成島 2 号公園	公園	地	宿成島、新成島（ 計画 ）		成島2100— 1						
13	宿成島つどいの家	つどいの家	地	宿成島	66	成島1529— 2						
14	下成島つどいの家	つどいの家	地	下成島 1、 下成島 2	263	成島1148						
15	高橋公会堂	公会堂	地	高橋	26	成島148— 5						
16	極楽寺公会堂	公会堂	地	極楽寺	55	極楽寺1322— 2						
17	乙黒公会堂	公会堂	地	乙黒	134	乙黒418						

番号	避難場所名	施設状況	避難地・避難所区分	対象地区		住 所	電話番号	F A X 番号	耐震性貯水槽		飲料水兼用耐震性貯水槽	
				自主防災会名	概ねの世帯数				t	基	t	基
18	下河東上公会堂	公会堂	地	下河東東	136	下河東967—2						
19	下河東1号公園	公園	地	下河東西(計画)	188	下河東1638						
20	下河東2号公園	公園	地	下河東西(計画)		下河東						
21	下河東下公会堂	公会堂	地	下河東下	110	下河東2158—3						
22	町之田つどいの家	つどいの家	地	町之田	56	町之田202						
23	一町畑公会堂	公会堂	地	一町畑	70	一町畑132	055—274—1070					
24	上三條公会堂	公会堂	地	上三条	419	上三条891						
25	下三條区ふるさとつどいの家	つどいの家	地	下三条1区・2区	612	下三条1331—2						
26	下三條2区公会堂	公会堂	地	下三条2区		下三條728—1						
27	玉穂西部児童館	児童館	地	下三条1区・2区		下三条133	055—274—0097					
28	歓盛院	寺院	地	下三条1区・2区		下三条88			60	1		
29	三村小学校	校舎	所	井之口1・2、若宮、新城、西新居、中楯、上成島、宿成島		成島2140	055—273—8711	055—273—8712				
		体育館	所									
		グラウンド(2次避難地)	地									
30	玉穂総合会館	総合会館(2次避難地)	所・地	下河東東、下河東西		下河東620	055—274—8180				18	1
31	玉穂中学校	校舎	所	下成島1区・2区 極楽寺、高橋、乙黒		下河東180	055—273—8211	055—273—8214				
		体育館	所									
		グラウンド(2次避難地)	地									
32	玉穂南小学校	校舎	所	下河東下、上三条、下三条1区・2区		下河東2020	055—274—1122	055—274—1123				
		体育館	所									
		グラウンド(2次避難地)	地								60	1

番号	避難場所名	施設状況	避難地・避難所区分	対象地区		住 所	電話番号	F A X 番号	耐震性貯水槽		飲料水兼用耐震性貯水槽	
				自主防災会名	概ねの世帯数				t	基	t	基
33	老人福祉センター 峡中地方勤労青年センター	施設・公園（２次避難地）	所	町之田、一町畑		一町畑1189	055—273—5665					
34	田富小学校	グラウンド（２次避難地）	地	山之神、宮北、布施第三・第四・第五、東		布施2509						
		校舎	所				055—273—2117					
		体育館	所									
35	田富北小学校	グラウンド（２次避難地）	地	リバーサイド第一・第二・第三、鍛冶新居		臼井阿原1740—3						
		校舎	所				055—274—1760					
		体育館	所									
36	田富南小学校	グラウンド（２次避難地）	地	西花輪第一・第二、釜無、飛石、桜、山王第一・第二・第三、大田和、藤巻、今福、今福新田、清川		西花輪1250						
		校舎	所				055—273—9111					
		体育館	所									
37	田富中学校	グラウンド（２次避難地）	地	新町第一 新町第一・第二、新道、臼井阿原第一・第二 東花輪第一・第二・第三	167	布施2493						
		校舎	所				055—273—2010					
		体育館	所									
38	田富ふるさと公園	グラウンド	地			臼井阿原1740						
39	リバーサイド第一分館 広場	広場	地	リバーサイド第一・第二	204	山之神22—64						
	（リバーサイド第一公民館）	公民館	地									
40	遠妙寺境内	寺院	地	鍛冶新居	115	山之神713						
41	鍛冶新居１号公園	公園	地	鍛冶新居		山之神3261—6						

番号	避難場所名	施設状況	避難地・避難所区分	対象地区		住 所	電話番号	F A X 番号	耐震性貯水槽		飲料水兼用耐震性貯水槽	
				自主防災会名	概ねの世帯数				t	基	t	基
42	鍛冶新居 2 号公園	公園	地	鍛冶新居		山之神3629— 1						
43	リバーサイド第二公民館広場	広場	地	リバーサイド第二	300	山之神1156—119						
44	山之神八幡宮広場	広場	地	山之神	100	山之神3425						
45	宮北公園	公園	地	宮北	50	布施115—55						
46	布施第三公民館広場	広場	地	布施第三	230	布施1997						
47	リバーサイド第二分館広場	広場	地	リバーサイド第三	540	山之神2042— 5						
	(リバーサイド第三公民館)	公民館	地									
48	布施第四自治会広場	広場	地	布施第四	270	布施1903— 1						
49	妙泉寺境内	寺院	地	布施第五	243	布施2161— 2						
50	東公園	公園	地	東	93	布施1106— 2						
51	新町第二公民館広場	広場	地	新町第二	202	布施2667— 1						
52	臼井阿原チビッコ広場	広場	地	臼井阿原第一	230	臼井阿原1093						
53	蓮性寺境内	寺院	地	臼井阿原第二	264	西花輪3005						
54	新道多目的広場	広場	地	新道	158	西花輪4344						
55	東花輪諏訪神社境内	神社	地	東花輪第二	380	東花輪705						
56	東花輪第一・第三公民館広場	広場	地	東花輪第一・第三	342	東花輪435						
57	西花輪第二公民館北広場	広場	地	西花輪第二	416	西花輪4005						
58	西花輪第一公民館前広場	広場	地	西花輪第一	250	西花輪1444						
59	釜無公民館前広場	広場	地	釜無	34	西花輪4972						
60	飛石チビッコ広場	広場	地	飛石	74	西花輪1894						

番号	避難場所名	施設状況	避難地・避難所区分	対象地区		住 所	電話番号	F A X 番号	耐震性貯水槽		飲料水兼用耐震性貯水槽	
				自主防災会名	概ねの世帯数				t	基	t	基
61	わんぱく児童館広場	広場	地	桜	418	東花輪1351— 1						
62	山王公民館広場	広場	地	山王第一・第二・第三	277	東花輪1101						
63	大田和諏訪神社境内	神社	地	大田和	83	大田和1983						
64	鈴鹿神社境内	神社	地	藤巻	90	藤巻1532						
65	今福公民館広場	広場	地	今福	68	今福332— 2						
66	七面山広場	寺院	地	今福新田	41	今福新田505						
67	清川公民館広場	広場	地	清川	75	東花輪1035— 1						
68	豊富小学校	校舎	所	久保（川東、久保団地、山宮）		大鳥居3797	055—269—2012	055—269—2035				
		体育館	所			大鳥居3676						
		グラウンド（2次避難地）	地			大鳥居3797						
69	豊富中央公民館	公民館	所	関原、木原、浅利、高部、神明の各自主防災会		大鳥居3797	055—269—2802	055—269—2802	100	1		
70	市役所豊富庁舎	市役所	所			大鳥居3867	055—269—2211	055—269—2413				
71	笛吹農業協同組合豊富支所	農協	所			大鳥居3781	055—269—2216	055—269—2466				
72	豊富保健センター	保健センター	所			大鳥居3738— 1	055—269—2238	055—269—2238	60	1		
73	農業者研修センター	農業者研修センター	所			大鳥居3738— 1	055—269—2238	055—269—2238	60	1		
74	豊富保育所	保育所	所			大鳥居3790	055—269—2011	055—269—2011				
75	シルクふれんどりい	温泉宿泊施設	所	上手、水上、中村、一の沢		大鳥居1619— 1	055—269—2280	055—269—2732				
76	シルクの里公園広場	公園（2次避難地）	地			大鳥居1484— 1	055—269—2280					
77	関原コミュニティセンター	集会所	所	関原		関原334— 8			60	1		
78	大鳥居ふれあいプラザ	集会所	所	山宮、川東		大鳥居246— 1			60	1		
79	浅利川ふれあい館	集会所	所	神明		浅利3424— 7						

番号	避難場所名	施設状況	避難地・避難所区分	対象地区		住 所	電話番号	F A X 番号	耐震性貯水槽		飲料水兼用耐震性貯水槽	
				自主防災会名	概ねの世帯数				t	基	t	基
80	豊富国保診療所前	診療所	地	久保、久保団地	50	大鳥居3696	055—269—2010					
81	向陽院	寺院	地	久保	50	大鳥居3152						
82	浅間愛鷹神社	神社	地	山宮	92	大鳥居2764						
83	竜光院	寺院	地	中村	35	大鳥居194— 1						
84	金昌院	寺院	地	上手	60	大鳥居531						
85	法乗寺	寺院	地	水上	28	大鳥居3521						
86	川東公民館前	公民館	地	川東	40	大鳥居3348						
87	関原スポーツ広場	広場	地	関原北上	30	関原1346						
88	関原北下集会場	公民館	地	関原北下	32	関原824— 5						
89	円光寺	寺院	地	関原南上・南下	40	関原489						
90	農村広場	広 場（ 2 次 避難地 ）	地	向井木原（ 中木原、中尾木原、宇山 ）	110	大鳥居3877						
91	延命寺	寺院	地	中木原	50	木原1076						
92	中尾ちびっこ広場	広場	地	中尾木原	41	木原1352						
93	宇山公民館前	公民館	地	宇山	30	高部1623— 3						
94	高部公民館前	公民館	地	高部・新道	28	高部1253						
95	天満宮神社	神 社（ 2 次 避難地 ）	地	角川（ 新道・高部、神明 ）	60	高部275						
96	浅利諏訪神社	神社	地	浅利 1 ・ 4	80	浅利2397						
97	浅利テニスコート	テニス場（ 2 次避難地 ）	地	浅利 2 ・ 3（ 浅利 1 ・ 4 ）	70	浅利3047— 1						
98	浅利川農村公園	公園	地	神明	41	浅利3424— 4						
99	豊富農村公園	公 園（ 2 次 避難地 ）	地	関原北上・下、関原南上・下（計画）		関原1014他			40	1	100	1

○ 関係医療機関一覧

災害拠点病院・災害支援病院配置表

■ 災害拠点病院等医療機関一覧

基幹災害拠点病院

病院名等	一般病床数 (床)	電 話	F A X	E - m a i l
県立中央病院 甲府市富士見 1 — 1 — 1	691	055—253—7111	055—253—8011	chubyo@pref.yamanashi.lg.jp

基幹災害支援病院

病院名等	一般病床数 (床)	電 話	F A X	E - m a i l
山梨大学附属病院 中央市下河東1110	560	055—273—1111	055—273—7108	hosp@res.yamanashi-med.ac.jp
山梨赤十字病院 南都留郡富士河口湖町船津6663—1	214	0555—72—2222	0555—73—1385	rchfuji@mfi.or.jp

地域災害拠点病院

病院名等		一般病床 数（床）	電 話	F A X	E－m a i l
中 北	市立甲府病院 甲府市増坪町366	402	055—244—1111	055—220—2650	jkofuhp@city.kofu.yamanashi.jp
	巨摩共立病院 南アルプス市桃園340	105	055—283—3131	055—282—5614	komakyouritsu@yamanashi-min.jp
	韮崎市立病院 韮崎市本町 3 — 5 — 3	166	0551—22—1221	0551—22—9731	hospital@city.nirasaki.lg.jp

この外地域災害拠点病院を補完する病院として地域災害支援病院を複数指定している。

病院名等			電 話	F A X
中	独立行政法人国立病院 機構甲府病院	甲府市天神町11—35	055—253—6131	055—251—5597
	社会保険 山梨病院	甲府市朝日 3 — 8 —31	055—252—8831	055—253—4735
	甲府共立病院	甲府市宝 1 — 9 — 1	055—226—3131	055—226—9715
	武川病院	昭和町飯喰1277	055—275—7311	055—275—4562
	貢川整形外科病院	甲府市新田町10—26	055—228—6381	055—228—6550
	三枝病院	甲斐市竜王新町1440	055—279—0222	055—279—3042
	赤坂台病院	甲斐市竜王新町2150	055—279—0111	055—279—3912

北	竜王リハビリテーション病院	甲斐市万才287	055—276—1155	055—279—3751
	高原病院	南アルプス市荊沢255	055—282—1455	055—284—3877
	宮川病院	南アルプス市今諏訪1750	055—282—1107	055—282—1108
	北杜市立塩川病院	北杜市須玉町藤田773	0551—42—2221	0551—42—2992
	北杜市立山梨甲陽病院	北杜市長坂町大八田3954	0551—32—3221	0551—32—7191
	韮崎相互病院	韮崎市本町 1—16—2	0551—22—2521	0551—23—0477

■ 救命救急センター

医療機関名	所在地	電話番号	FAX番号
山梨県立中央病院救命救急センター	甲府市富士見 1—1—1	055—253—7111	055—253—8011

■ 血液センター

医療機関名	所在地	電話番号	FAX番号
山梨県赤十字血液センター	甲府市池田 1—6—1	055—251—5891	055—252—1203

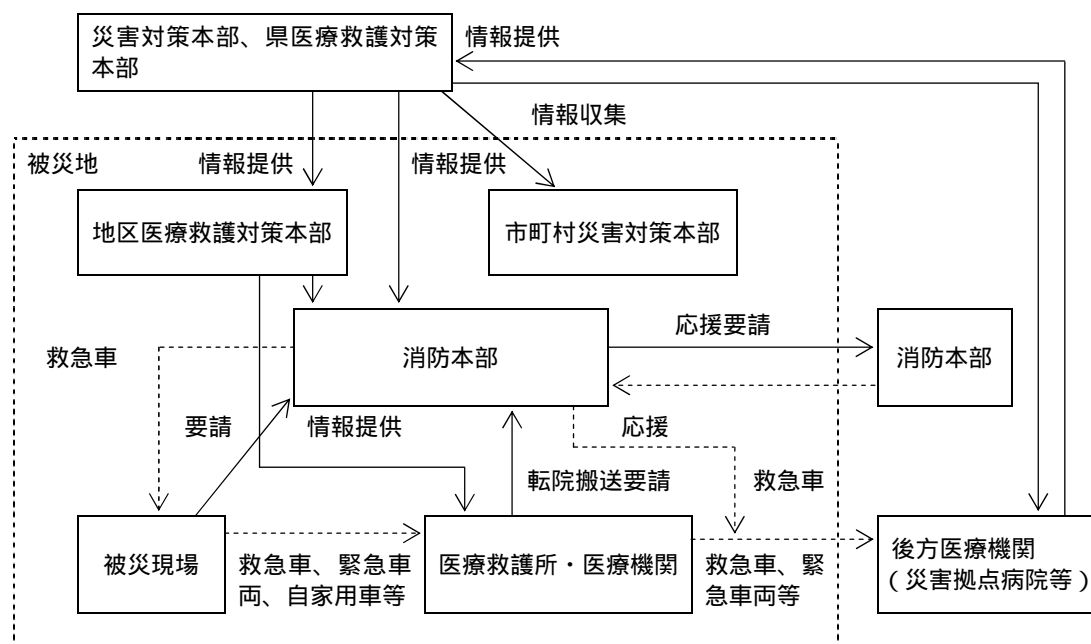
■ 市内医療機関

平成19年 3月31日現在

No	種別	医療機関名	所在地	電話番号
1	歯	豊富診療所	大鳥居3676	269—2822
2		若葉クリニック	浅利1686—2	269—3305
3		愛クリニック	西新居 1—131	274—3091
4	歯	いのうえ歯科医院	若宮29—1	274—4182
5	歯	ふかさわ歯科医院	井之口1092—3	274—0418
6		おぎの医院	井之口980—4	274—6100
7		田中小児科医院	一町畑176	274—1195
8	歯	せた歯科医院	成島2502—3	273—1181
9	歯	田中歯科医院	成島1392—2	273—5969
10		乙黒医院	成島1722	273—2001
11		玉穂ふれあい診療所	成島2439—1	278—5670
12	歯	玉穂歯科診療所	下河東620	274—1118
13		山梨大学付属病院	下河東1110	273—1111
14		木之瀬医院	布施2078	273—2216
15	歯	三井歯科医院	布施2101—2	273—2027
16		フルヤ眼科医院	布施1990 ウイルピア 1 F	273—0660
17	歯	田草川歯科医院	東花輪317	273—6858
18	歯	長谷川歯科医院	東花輪 8—1	273—2412
19		田中医院	東花輪463	273—2502
20		三本松医院	東花輪66—10	274—2711
21		吉崎内科循環器科クリニック	東花輪669—2	274—2553
22	歯	内藤歯科医院	西花輪92	273—7712
23		赤岡整形外科医院	西花輪3591	273—1231
24		菊島耳鼻咽喉科医院	西花輪3599—10	274—4133
25		保坂眼科医院	西花輪56—2	273—6600

26	歯	中山歯科医院	臼井阿原931— 4	273—6481
27	歯	一瀬歯科医院	山之神 4 —87	273—5584
28	歯	今村歯科医院	山之神1144—23	273—6488
29		西野内科医院	山之神2389— 1	273—6656
30		古屋クリニック	山之神1533—21	274—3773

■ 救急車両による傷病者搬送フロー



The flowchart illustrates the disaster medical evacuation process. It begins with a request for evacuation from the local medical rescue headquarters (local health center) to the prefectural medical rescue headquarters (prefectural disaster response headquarters medical task force/medical department). The prefectural level then coordinates with the prefectural disaster response headquarters (prefectural disaster response headquarters task force/medical department). The process involves coordination with the fire department (city, town, village) for ambulance transport or helicopter transport. The flowchart also shows the coordination with helicopter units and the transport of patients to medical facilities or disaster evacuation hospitals. The process concludes with the return of patients to medical facilities or disaster evacuation hospitals.

```

graph TD
    A[地区医療救護対策本部  
(保健所)] -- 搬送要請 --> B[県医療救護対策本部  
(県災害対策本部医務班・医務課)]
    B -- 要請 --> C[県災害対策本部  
(事務局総合調整班)]
    C -- 回答 --> B
    B -- 回答 --> A
    A <--> |連携| D[関係消防本部]
    D -- 要請・協議 --> B
    B -- 要請・協議 --> E[各ヘリコプター部隊]
    D -- 出動 --> F[H]
    E --> F
    F -- 搬送 --> G[H]
    G -- 搬送 --> H[後方医療機関  
(災害拠点病院等)]
    I[医療機関  
医療救護所等] -- 搬送 --> F
    J[災害拠点病院] -- 搬送 --> I
    I -- 回答 --> A
    J -- 回答 --> A
    
```

搬送要請

要請

回答
(救急車到着時刻等)

連携

要請・協議

出動

緊急車両

各ヘリコプター部隊

H

H

後方医療機関
(災害拠点病院等)

医療機関
医療救護所等

災害拠点病院

救急車・医師
同乗

ヘリコプター

救急車・医師
同乗

回答

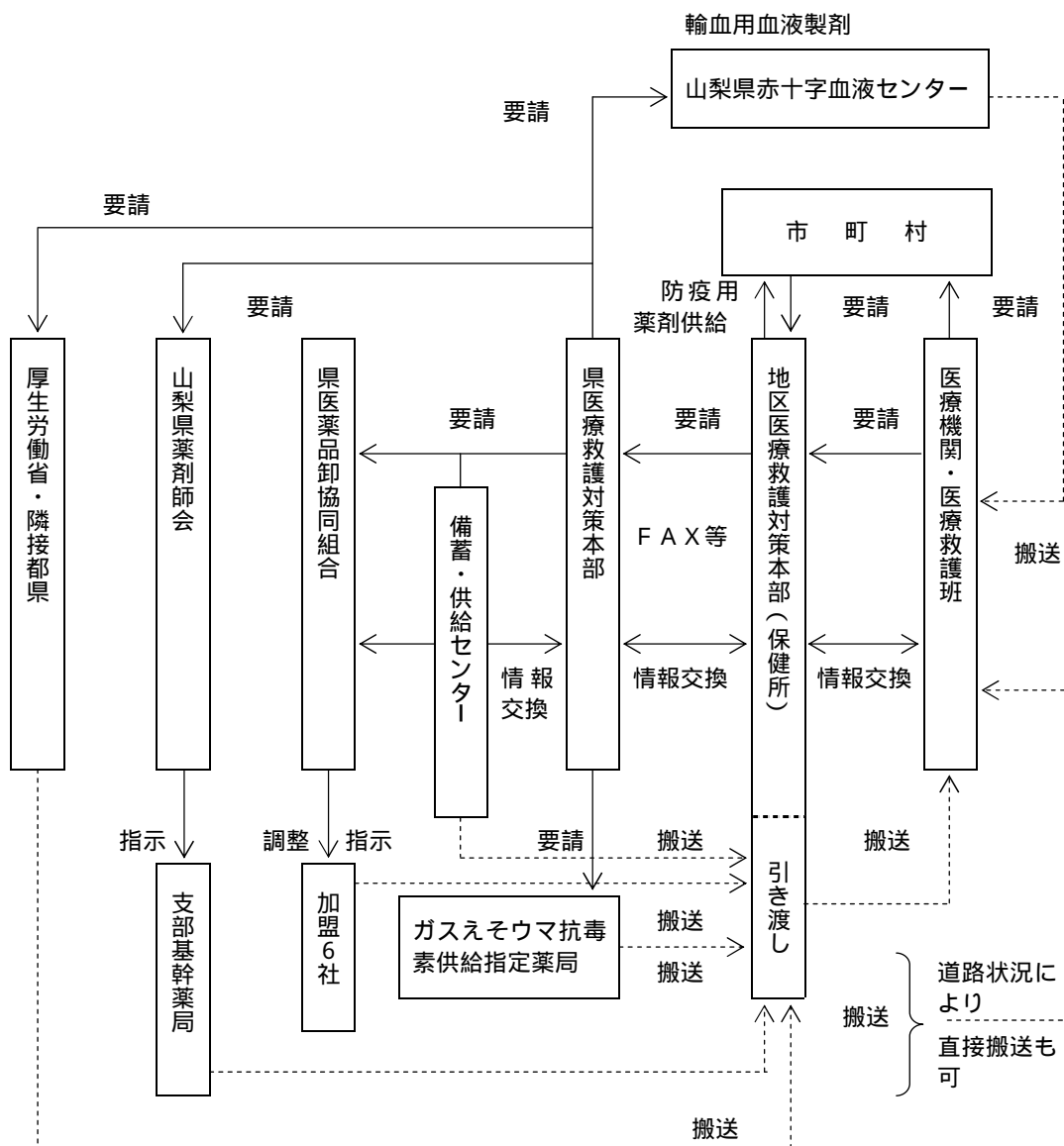
回答

医療機関からの要請は、電話・FAXで要請

搬送先医療機関
搬送患者の状態
高度による障害
医師同乗の有無
必要資器材

救急輸送体制(2)...医薬品等

■ 医薬品等の供給フロー



○ 浸水想定区域要援護者施設一覧

平成19年 2 月現在

№	施設の名称	住 所	連絡先 (055)	浸水想定区域 指定河川		
				富士 川	笛 吹 川	荒 川
1	赤岡整形外科	山梨県中央市西花輪3591	273—1231	○	○	
2	玉穂ふれあい診療所	山梨県中央市成島2439— 1	278—5670	○	○	○
3	特別養護老人ホーム田富荘	山梨県中央市西花輪499	274—5000	○	○	○
4	田富福祉センター	山梨県中央市臼井阿原308— 1	273—7300	○		
5	田富荘北サービスセンター	山梨県中央市山之神912	274—5252	○		
6	ホットランニング	山梨県中央市山之神1522—83	278—5070	○		
7	ケアハウspanセ	山梨県中央市成島2448— 2	274—5050	○	○	○
8	玉穂ケアセンター	山梨県中央市乙黒247— 1	273—7331	○	○	○
9	特別養護老人ホームらくえん	山梨県中央市極楽寺748	274—1294	○	○	○
10	中巨摩地区老人福祉センター	山梨県中央市一町畑1189	274—0610	○	○	○
11	まみい保育園	山梨県中央市成島1065— 2	273—3522	○	○	
12	知的障害者通所授産施設ルヴァン	山梨県中央市成島2027	242—8800	○		○
13	田富第一保育園	山梨県中央市布施3015	273—3557	○		
14	田富第二保育園	山梨県中央市西花輪2002	273—3072	○	○	
15	田富第三保育園	山梨県中央市東花輪1173	273—6220	○	○	○
16	田富北保育園	山梨県中央市山之神22—59	273—6301	○		
17	玉穂保育園	山梨県中央市成島2387— 2	273—2205	○	○	○
18	田富みかさ幼稚園	山梨県中央市臼井阿原813— 6	273—6386	○	○	
19	わかば幼稚園	山梨県中央市井之口937— 2	273—5737	○		

○飛行場外離着陸場一覧

平成19年 4 月現在

地区名	名称	区分	所 在 地
田 富 地 区	山梨県消防学校グラウンド	場外	中央市今福991
玉 穂 地 区	山梨大学医学部付属病院グラウンド	"	" 下河東1110
豊 富 地 区	豊富農村広場	緊急	" 大鳥居3866
	豊富小学校	"	" " 3797

○ヘリコプター主要発着場一覧

平成19年 4 月現在

地区名	ヘリポートの名称	所 在 地	施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ (幅×長さ)	所要時間からの 消防署(所) (分)
				大 型	中 型	小 型		
田富地区	田 富 小 学 校 校 庭	中央市布施2122	学 校 長	○			180×90	2
	山梨県消防学校校庭	" 今福991	"		○		70×70	5
	田 富 中 学 校 校 庭	" 布施2493	"	○			180×90	2
	釜 無 川 左 岸 土 手	臼井阿原	国土交通省	○				5
	田 富 ふ る さ と 公 園	臼井阿原1740	市 長	○			80×123	5
玉穂地区	三 村 小 学 校 校 庭	中央市成島2140	学 校 長			○	93×100	7
	ふるさとふれあい広場	" 下河東620	市 長			○	70×80	7
	中 巨 摩 地 区 公 園	" 一町畑1189	"			○	94×123	7
豊富地区	豊 富 小 学 校 校 庭	" 大鳥居3797	学 校 長		○		80×100	10
	豊 富 農 村 広 場	" 大鳥居3866	市 長		○		100×100	10

○自衛隊宿泊予定施設一覧

地区名	名 称	所 在 地	宿泊可能人員	備 考
田富地区	田 富 中 学 校 体 育 館	中央市布施2493	230人	
	田 富 中 央 公 民 館	" 布施1555	100	
玉穂地区	三 村 小 学 校 体 育 館	" 下河東620	150	
豊富地区	豊 富 中 央 公 民 館	" 大鳥居3800	200	
	豊 富 小 学 校 体 育 館	" 大鳥居3790	190	

○災害備蓄品一覧

田富防災公園備蓄倉庫

平成20年3月現在

品名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	購入先・金額	使用、入替時期	備考
飲料水（2L、6本入り）	6	57	342	2004 / 3 / 1	2009 / 3 / 2		H . .	
飲料水（1.5L、8本入り）	8	725	5800		2010 / 2 / 1		H . .	
クラッカー	70	17	1190		2009 /		H . .	
乾パン	128	3	384	2004 /	2009 /		H . .	
乾パン	128	8	1024	2005 / 2 / 1	2010 / 2 / 1		H . .	
アルファ米（五目）	100	100	10000		2010 / 10 / 1		H . .	
パーソナルテント			0				H . .	
レスキューセット	1	5	5				H . .	
マンホールトイレ	1	15	15				H . .	
ローソク	12	4	48				H . .	
ブルーシート（7.2×7.2）	4	6	24				H . .	
スコップ	1	50	50				H . .	
発電機	1	5	5				H . .	
ジャッキ	1	7	7				H . .	
土嚢袋	400	11	4400				H . .	
なた	1	14	14				H . .	
杭（6尺）	1	100	100				H . .	
ハンドマイク	1	10	10				H . .	
コードリール（30m）	1	2	2				H . .	
バリケード	1	20	20				H . .	
非常トイレ（スケットイレ）	100	10	1000				H . .	

炊出し釜	1	1	1				H . .	
応急手当用品	1	1	1		2010 / 11 / 1		H . .	
毛布	1	630	630				H . .	

玉穂庁舎備蓄倉庫

品名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
飲料水（ 2 L、 6 本入り ）	6	57	342	2004 / 3 / 1	2009 / 3 / 2	
アルファ米（ 五目 ）	100	30	3000		2010 / 10 / 1	
レスキューセット	1	10	10	2005 / 9 / 21		
災害時用簡易トイレ	1	15	15	2005 / 9 / 21		
炊出し釜	1	5	5			
応急手当用品（ 50人用 ）	1	1	1	2007 / 8 / 1	2010 / 11 / 1	
発電機	1	3	3	2005 / 7 / 5		
濾水機	1	7	7			
投光機	1	5	5	2005 / 7 / 5		
災害時用毛布	10	5	50	2005 / 8 / 1		
ヘルメット	1	20	20			
かま	1	5	5			
ガスボンベ	1	5	5			
ベッド	1	2	2			
バケツ	1	5	5			
非常用飲料水袋	50	20	1000	2005 / 8 / 1		
ハンドマイク	1	3	3			
担架	1	2	2			
土嚢袋	100	10	1000			
飲料水（ 2 L、 6 本 ）	6	30	180	2008 / 3 / 27	2013 / 3 / 14	

豊富地区各施設

品名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
アルファ米（白飯、100 g）	50	10	500	2005 / 9 / 1	2010 / 10 / 22	関原第 5 部ポンプ小屋
乾パン	64	8	512		2010 / 9 / 1	〃
飲料水（500ml）	24	10	240		2010 / 9 / 1	関原第 5 部ポンプ小屋
毛布	1	7	7			〃
アルファ米	50	20	1000		2010 / 10 / 4	大鳥居ふれあいプラザ
乾パン	64	4	256		2010 / 9 / 1	〃
飲料水（500ml）	24	11	264		2010 / 9 / 15	〃
チェーンソー	1	2	2			角川水防小屋
毛布	1	50	50			〃
レスキューセット	1	6	6			〃
懐中電灯	1	12	12			〃

豊富農村公園備蓄倉庫

品名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	
アルファ米（五目、100 g）5 kg	50	20	1000	2008 / 3 / 28	2013 / 3 / 20	
アルファ米（白粥、43 g）2.15kg	50	10	500	2008 / 3 / 28	2013 / 3 / 20	
乾パン（5 枚入り×64パック）	64	10	640	2008 / 3 / 27	2013 / 3 / 31	
飲料水（2 ㍓、6 本）	6	70	420	2008 / 3 / 27	2013 / 3 / 14	
洋式便袋（サニタクリーン組織用）	200	5	1000			

〔 応援協定等 〕

○ 災害時における相互応援に関する協定書

（ 協定の趣旨 ）

第 1 条 中部西関東市町村地域連携軸協議会（以下「協議会」という。）は、協議会構成会員市町村（以下「協定市町村」という。）において大規模な災害が発生した場合における相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

（ 応援の種類 ）

第 2 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 救援及び災害復旧に必要な職員等の派遣
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な職員等の派遣
- (3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (4) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な機材の提供
- (5) 救援活動及び災害復旧活動に必要な車両の提供
- (6) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（ 応援体制の確保 ）

第 3 条 協定市町村は、迅速な応援体制を確保するため、当該地域を 3 つのブロックに分け、それぞれのブロックにブロック長及び副ブロック長を置くものとする。

（ 情報の共有 ）

第 4 条 協定市町村は、災害時の相互応援に備えるため、防災に関する情報について相互に交換し、共有するものとする。

（ 応援要請 ）

第 5 条 災害を受けた協定市町村が応援の要請をしようとするときは、電話、ファックス等により要請するものとする。

（ 応援の自主出動 ）

第 6 条 報道機関等の情報により、協定市町村に災害が発生したことを知った他の協定市町村は、前条の規定による要請がない場合でも、必要な応援を行うことができるものとする。

（ 派遣職員の指揮 ）

第 7 条 応援のために派遣された職員は、災害を受けた協定市町村の災害対策本部の指揮下に入るものとする。

（ 経費の負担 ）

第 8 条 応援のために要した経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援のため又は情報収集のために職員等を派遣することに要した経費は、派遣側の協定市町村が負担する。
- (2) 救援物資の調達、その他要請による援助に要した経費は、援助を受けた協定市町村が負担す

る。

（細目協定）

第9条 この協定の実施に関する細目については、別に定める。

（疑義の解決）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成9年8月6日から施行する。

佐 久 市 長	昭 和 町 長
臼 田 町 長	田 富 町 長
佐 久 町 長	八 田 村 長
小 海 町 長	白 根 町 長
川 上 村 長	芦 安 村 長
南 牧 村 長	若 草 町 長
南 相 木 村 長	櫛 形 町 長
北 相 木 村 長	甲 西 町 長
八 千 穂 村 長	上 九 一 色 村 長
甲 府 市 長	三 珠 町 長
韭 崎 市 長	市 川 大 門 町 長
双 葉 町 長	六 郷 町 長
明 野 村 長	下 部 町 長
須 玉 町 長	増 穂 町 長
高 根 町 長	鯿 沢 町 長
長 坂 町 長	中 富 町 長
大 泉 村 長	早 川 町 長
小 淵 沢 町 長	身 延 町 長
白 州 町 長	南 部 町 長
武 川 村 長	富 沢 町 長
竜 王 町 長	静 岡 市 長
敷 島 町 長	清 水 市 長
玉 穂 町 長	

〔災害時における相互応援に関する協定実施細目〕

（趣旨）

第1条 この実施細目は、災害時における相互応援に関する協定書（以下「協定書」という。）の実施について必要な事項を定める。

（備蓄リストの整備）

第2条 協定書第4条の規定による情報を共有するために、協定市町村は食糧、その他物資等の備蓄

リスト（第1号様式）を整備し、相互に活用する。

（応援要請手続き）

第3条 協定書第5条の規定による応援手続きは、次に掲げる事項を明らかにし、後日、応援要請書（第2号様式）を提出する。

- (1) 被害の種類、場所、状況
- (2) 物的な応援を要請する場合には、品名、数量等
- (3) 人的な応援を要請する場合には、職種、人数及び業務内容
- (4) 応援場所及び交通経路並びに応援機関
- (5) 被災者の一時収容を要請するときは、世帯数及び人数
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な書類

2 前項の規定により応援した協定市町村は、速やかに応援通知書（第3号様式）を応援要請した協定市町村へ送付する。

（応援物資等の受領通知）

第4条 応援を受けた協定市町村は、前項第2項の応援通知書に基づく物資等を受領したときは、応援物資等受領書（第4号様式）を応援を要請した協定市町村へ送付する。

（連絡方法）

第5条 災害が発生した場合の協定市町村間における連絡方法については、次のとおりとする。

- (1) 災害を受けた協定市町村は、各ブロックのブロック長（災害を受けた協定市町村がブロック長の場合は副ブロック長）へ連絡する。
- (2) 前号により連絡を受けた各ブロックのブロック長又は副ブロック長は、同ブロック内協定市町村との連絡・調整を図り、必要な指示・要請を行うものとする。
- (3) 応援する協定市町村は、各ブロックのブロック長又は副ブロック長からの指示要請に基づき応援を行う。

（応援終了の報告）

第6条 応援した協定市町村は、応援を終了したときは、応援終了報告書（第5号様式）を災害を受けた協定市町村へ送付する。

（連絡担当部局）

第7条 各応援協定市町村は、災害時に効率的な相互応援ができるよう、あらかじめ連絡担当部局を定め、必要な事項について緊密な連絡を行うものとする。

附 則

この実施細目は、平成9年8月6日から施行する。

様式 略

市町村名等は、協定締結当時のもの

○大規模災害等発生時における相互応援に関する協 定書

（趣旨）

第1条 この協定は、山梨県市長会を構成する市長の協議により、甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、上野原市、山梨市、甲州市及び中央市（以下「都市」という。）において、大規模な災害及び市国民保護計画が対象とする事態（以下「大規模災害等」という。）が発生し又は発生する恐れがある場合には、被害を受けた若しくは受ける恐れがある都市（以下「被災都市」という。）のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合若しくはできないと判断される場合に、災害対策基本法及び相互友愛精神に基づき都市間の総合応援協力を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部課）

第2条 都市は、大規模災害等発生時の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ別紙（様式第1号）のとおり相互応援に関する連絡担当部課を定めるものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者等を一時受入れるための施設の提供
- (5) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災都市が必要と認めるもの

（応援要請の手続）

第4条 被災都市が応援の要請をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし、第2条の連絡担当部課を通じ別に定める様式（様式第2号）により文書にて要請するものとする。ただし、緊急の場合にあっては、電話又は電信（ファックス・メール等）などにより応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第4号及び第6号に掲げるものの品名、規格、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる職員の職種別及び人員
- (4) 応援を受ける場所及びその経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号の掲げるとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要した経費は、応援を行う都市が支弁する。
- (2) 救援物資の調達その他応援に要した経費は、被災都市が負担する。

(3) 被災都市が前号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合は、応援する協定都市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(災害補償等)

第6条 第4条の定めにより派遣された応援活動に従事する職員(以下「応援職員」という。)が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となった場合においては、本人又はその遺族に対する損害賠償は、応援を行う都市が負うものとする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災都市への往復途中に生じたものを除き、被災都市がその賠償の責めを負うものとする。

(応援の自主出動)

第7条 都市は、被災都市との通信の途絶等により連絡がとれない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的判断により被災都市に対し応援を行うことができる。

2 自主出動した都市は、情報収集を行うとともに、被災都市に応援内容と情報の提供をできるだけ早期に行うよう努める。

3 第1項の規定により職員を派遣した場合には、被災都市から第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(資料等の交換)

第8条 都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画、国民保護計画及びその他必要な資料等を相互に交換するものとする。

(市町村合併による取扱い)

第9条 構成都市が合併した場合は、合併した市がこの協定を継承するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は、平成19年1月12日から施行する。

この協定の成立を証するため、都市署名押印のうえそれぞれ一通を保有する。

平成19年1月12日

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市長

山梨県富士吉田市下吉田1842番地

富士吉田市長

山梨県都留市上谷一丁目1番1号

都留市長

山梨県大月市大月二丁目6番20号

大月市長

山梨県韮崎市水神一丁目3番1号

韮崎市長

山梨県南アルプス市小笠原376番地

南アルプス市長

山梨県甲斐市篠原2610番地

甲斐市長

山梨県笛吹市石和町市部777番地

笛吹市長

山梨県北杜市須玉町大豆生田961番地 1

北杜市長

山梨県上野原市上野原3832番地

上野原市長

山梨県山梨市小原西955番地

山梨市長

山梨県甲州市塩山上於曽1040番地

甲州市長

山梨県中央市臼井阿原301番地 1

中央市長

様式第 1 号

大規模災害等発生時の連絡担当部課

(市)

連絡部課名			
県防災無線電話番号		地上	
		衛星	
衛星携帯電話可搬用電話番号			
連絡担当者	責任者		
	補助者		
連絡先電話番号等	勤務時間内	責任者	TEL
			携 帯
			TEL
			FAX
			e-mail
		補助者	TEL
			携 帯
			TEL
			FAX
			e-mail
	勤務時間外	責任者	TEL
			携 帯
			TEL
			FAX
e-mail			
補助者		TEL	
		携 帯	
		TEL	
	FAX		
	e-mail		
備考			

連絡担当者に変更が生じたときは、速やかに通知するものとする。

様式第 2 号

号
年 月 日

様

住 所
氏 名

大規模災害等発生による応援要請について

大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書第 4 条に基づき、次のとおり援助の要請をいたします。

項 目	内 容
(1) 被害状況	
(2) 応援内容の種類	
(3) 応援を要する職種 別人員	
(4) 応援場所、到達経 路	
(5) 応援を受ける期間	
(6) その他応援に必要な事項	

○災害時の応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 相良町、御前崎町、敷島町、竜王町、昭和町、田富町及び玉穂町（以下「7町」という。）において、災害が発生した場合における災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急措置及び応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (3) 災害応急措置及び応急復旧に必要な車両等の貸与
- (4) 災害応急措置及び応急復旧に必要な職員等の派遣
- (5) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった応援

(応援要請の手続)

第3条 応援を必要とする町長は、次の事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話、電信等により要請し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号に掲げる物の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる者の職種別ごとの人員
- (4) 応援の場所及び当該応援の場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(緊急応援)

第4条 事態が緊急を要する場合は、前条の規定による要請の有無にかかわらず、必要な応援を行うものとする。この場合における応援は、前条の規定に基づく応援要請があったものと見なす。

(指揮権)

第5条 応援に従事する職員等は、当該応援を求めた町長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、原則として応援を行った町が負担するものとする。ただし、これにより難しいときは、その都度協議して定めるものとする。

(連絡の窓口)

第7条 7町の長は、予めそれぞれの町における応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生した場合は、相互に連絡するものとする。

(情報の交換)

第8条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、地域防災計画その他防災に関する情報を相互に交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、7町の長がその都度協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第7条の連絡担当部課の長が協議して定めるものとする。

3 前2項にさだめる事項を定期的に協議するため、7町広域災害連絡協議会を設置することができる。

附 則

この協定は、平成9年11月27日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書7通を作成し、7町の長が押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

相 良 町 長

御前崎町長

敷 島 町 長

竜 王 町 長

昭 和 町 長

田 富 町 長

玉 穂 町 長

町名等は、協定締結当時のもの

○消防相互応援協定

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、甲府地区広域行政事務組合、甲府市、甲斐市（合併前の双葉町の区域は除く）、中央市及び昭和町との消防の相互応援に関して定めるものとする。

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際、相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 火災による相互応援の出場は、甲府地区広域行政事務組合消防本部消防隊出場規程により出場するものとする。

2 その他の災害が発生し応援を必要とする場合にあっては、被応援側の長の要請により出場するものとする。

第4条 現場の指揮は消防組織法第15条第3項によるものとする。

但し、消防活動を迅速且つ効果的に行うために相互に理解と緊密な連携を保たなければならない。

第5条 応援のために要した経常的経費並びに事故（隊員、器材、その他）により生じた経費は応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は甲府地区広域行政事務組合の負担とする。

第6条 この協定の運用について疑義を生じたときはその都度協議して決定するものとする。

第7条 本協定を証するため正本5通を作成し協定市町等がそれぞれ1通を保管するものとする。

第8条 昭和48年7月14日付で締結した協定は廃止する。

附 則

1 この協定は平成18年4月1日から効力を生ずる。

上記のとおり協定する。

平成18年4月1日

甲府市伊勢三丁目8番23号

甲府地区広域行政事務組合管理者

甲府市丸の内一丁目18番1号

甲 府 市 長

甲斐市篠原2610番地

甲 斐 市 長

中央市臼井阿原310番地1

中央市長職務執行者

中巨摩郡昭和町押越542番地2

昭 和 町 長

○中央自動車道消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、下記市町、一部事務組合（以下「関係団体」という。）の区域内の中央自動車道（以下「高速道路」という。）における消防業務に関する相互応援について、次のとおり協定する。

上野原市、大月市、都留市、富士五湖広域行政事務組合、富士吉田市、西桂町、富士河口湖町、東山梨行政事務組合、甲州市、東八代広域行政事務組合、笛吹市、甲府地区広域行政事務組合、甲府市、甲斐市、中央市、昭和町、峡北広域行政事務組合、韮崎市、北杜市

（目的）

第1条 この協定は、高速道路における、火災または救急事故等（以下「災害」という。）を円滑迅速に処理するため、関係団体が相互に応援することを目的とする。

（体制・応援）

第2条 関係団体の消防機関は、高速道路における災害を覚知したときは、別表に定める区分により出場する。

2 前項の規定により出場した先着消防隊の最高指揮者が必要と認めたときは、他の関係団体へ消防隊の応援を求めることができる。この場合の応援要請は、災害発生地の関係団体の長から要請があったものとみなす。

（連絡）

第3条 消防機関がその管轄する行政区域以外の地域において消防業務に従事したときは、その災害の状況を、災害発生地を管轄する消防機関の消防長に通報するものとする。

（現場の指揮）

第4条 この協定に基づき応援のため出場した消防隊は、災害発生地の消防隊が現場に到着していない場合においては、先着隊の最高指揮者の下に行動するものとする。ただし、災害発生地を管轄する消防隊が出場したときは、その最高指揮者の下に行動するものとする。

（災害の調査）

第5条 高速道路における火災並びに多数傷病者発生等の特異な災害の原因及び損害の調査は、原則として当該災害地を管轄する消防機関が行うものとする。ただし、これによりがたいときは、別表消防機関に調査等を依頼することができる。

（報告）

第6条 災害の報告は、火災報告取扱要領（昭和43年11月11日消防総第393号）及び救急事故報告要領（昭和57年12月28日消防救第53号）によるものとする。

（経費の負担）

第7条 この協定により出場した経費の負担については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援消防隊の給与及び公務災害補償、機械器具等に要する費用は、当該消防隊の属する関係団体が負担する。

(2) 消防業務が長時間にわたる場合の燃料補給、食料等に要する費用は、災害発生地の関係団体が負担する。

(3) 前 2 号に定める経費以外の経費に関しては、必要のつど関係団体が協議して決定する。

(情報の交換)

第 8 条 関係団体は、この協定の適正な運用を期するため、必要な情報を相互に交換するものとする。

(補則)

第 9 条 この協定の実施について、必要な事項は、関係団体が協議のうえ決定する。

附 則

- 1 この協定は、平成18年 6 月14日より施行する。
- 2 昭和58年11月 1 日付けで締結した「中央自動車道消防相互応援協定書」は廃止する。
- 3 本協定を証するため本協定書19通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各 1 通を保管する。

上野原市長

大月市長

都留市長

富士五湖広域行政事務組合代表理事

富士吉田市長

西桂町長

富士河口湖町長

東山梨行政事務組合管理者

甲州市長

東八代広域行政事務組合代表理事

笛吹市長

甲府地区広域行政事務組合管理者

甲府市長

甲斐市長

中央市長

昭和町長

峡北広域行政事務組合代表理事

韮崎市長

北杜市長

別表

中央自動車道における消防業務体制

西宮線															富士吉田線						
供用開始時期		S .52.12.10					S .57.11.10				S .55. 3 .26						S .44. 3 .26				
県 名		神奈川県		山 梨 県								長野県					山 梨 県				
関係（通過） 市 町 名		相模原市	藤野町	上野原市	大月市	甲州市	笛吹市	甲府市	中央市	昭和町	甲斐市	韮崎市	北杜市	富士見町	大月市	都留市	西桂町	富士吉田市	富士河口湖町		
I . C 区間距離		← 4.9 →		← 20.1 →		← 19.7 →		← 6.2 →	← 9.3 →	← 7.7 →	← 11.2 →	← 7.0 →	8.6 →	8.3 →	← 12.5 →		← 7.2 →		← 23.5 →		
I . C 名		相模湖	上野原	大月	（大月 J c t）	勝沼	一宮御坂	甲府南	甲府昭和	（双葉 J c t）	韮崎	須玉	長坂	小淵沢	諏訪南	大月	（都留）	河口湖			
業務実施機関	上り線（機関）	相模原市	上野原市	（談合坂）	大月市	（笹子トンネル東坑口）	東山梨行政（事）	東八代広域行政（事）	甲府地区広域行政（事）		峡北広域行政（事）		諏訪広域連合（事）		大月市		（西桂町民グランド）	富士五湖広域行政（事）			
	下り線（機関）	相模原市	上野原市	（談合坂）	大月市	（笹子トンネル西坑口）	東山梨行政（事）	東八代広域行政（事）	甲府地区広域行政（事）		峡北広域行政（事）		諏訪広域連合（事）		大月市		（西桂町民グランド）	富士五湖広域行政（事）			

○災害時における田富郵便局、田富（玉穂）町間の協力に関する覚書

田富郵便局長（以下「甲」という。）及び田富町長（以下「乙」という。）は、田富町内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、田富町及び田富郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、田富町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便・為替預金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事業取扱い及び援護対策
- (2) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (3) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (4) 郵便局又は田富町が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (5) 甲は必要に応じ避難場所に臨時に郵便差出箱を設置
- (6) その他前記(1)～(5)に定めのない事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、両者が協議をし、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 田富町の災害対策本部のメンバーに田富郵便局長が加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 田富郵便局は、田富町若しくは各自治会の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては田富郵便局長、乙においては、田富町災害対

策本部長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成9年9月30日

郵政省

田富郵便局長

田富町

田 富 町 長

町名等は、覚書締結当時のもの

旧玉穂町も同日にて締結

○道路損傷等の情報提供に関する覚書

田富町（以下「甲」という。）と東京電力(株)櫛形営業所（以下「乙」という。）は、町内のゴミの不法投棄・道路損傷等及び電線設備等の不具合箇所に関する情報提供とその措置について、次のとおり覚書を交わすものとする。

（提供する情報）

1 この覚書により甲乙間において提供する情報は、業務中において収集された情報に限る。

2 乙が甲に提供する情報は、次の事項に関するものとする。

(1) 道路標識等の損傷

(2) 道路・橋・トンネル等の陥没、崩落の危険箇所

(3) ゴミの不法投棄の発見

3 甲が乙に提供する情報は、次の事項に関するものとする。

(1) 電線への樹木の倒壊・接触等

(2) 電柱の傾斜等

4 自然災害等のやむをえない事情がある場合、両者は一時的に情報の収集を中止することもあるものとする。

（措置に関する情報）

5 提供を受けた情報に関し、甲乙互いにその措置状況等を通知する。

（情報の責任者）

6 この覚書による情報の取扱者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 田富町 総務課長

乙 東京電力(株)櫛形営業所 総務グループマネージャー

（通信手段）

7 甲乙間における通知は、原則として別紙様式により、郵送（ファクシミリ可）で行うものとする。ただし、緊急時の事項又はこれにより難しいと認められる場合は、この限りではない。

（情報提供時期）

8 甲乙両者は、次の区分により情報を提供する。

(1) 定期通報 毎週月曜日（発送日）

(2) 緊急情報 緊急を要すると認められた場合についてはその都度とする。

（情報を公開する場合）

9 この覚書に基づき収集した情報の内容に関する事項については、甲乙両者が了解した場合を除き公表しない。

10 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に疑義を生じた時は、甲乙両者が協議して定めるものとする。

11 この覚書が定める事項は、平成13年11月20日から実施するものとする。この覚書の証として正本2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成13年11月20日

甲 中巨摩郡田富町臼井阿原301— 1
田 富 町 長

乙 中巨摩郡檜形町小笠原429— 1
東京電力株式会社
檜形営業所長

町名等は、覚書締結当時のもの

○災害時における応急対策業務の実施に関する協定書

中央市（以下「甲」という。）と中央市建設協力会（以下「乙」という。）は、甲の管理する公共土木施設及び土地改良施設等（以下「公共土木施設等」という。）において、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、公共土木施設等における災害時の応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労働力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

（応急対策業務）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 公共土木施設等の機能の確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業

(2) 緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送

(3) その他甲が必要とする業務

（協力体制の整備）

第4条 乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、その地区ごとに協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

（応急業務実施者）

第5条 乙は、甲から第1条の規定による要請があったときは、ただちに業務を実施する乙の会員（以下「実施会員」という。）を決定の上業務の実施体制等を組織し、次に掲げる事項を記載した受諾書により甲に回答するものとする。ただし、文書をもって回答することが困難な場合は、口頭で回答し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 実施会員名

(2) 建設資機材等の車種、台数、人員等

(3) 日時、場所及び期間

(4) その他必要な事項

（応急対策業務の指示）

第6条 応急業務実施者は、甲の指示を受けて応急対策業務を実施するものとする。

（応急対策業務の報告）

第7条 応急業務実施者は、応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 応急対策業務の実施に要した費用については、甲の負担とする。

(災害補償)

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(労働者災害補償保険法の適用)

(連絡責任者)

第10条 この協定に基づく応急対策業務を円滑に実施するため、甲にあっては当該業務を実施する中央市災害対策本部長を、乙にあっては当該地域に係る建設協力会災害対策本部長を連絡責任者とする。

(実施細目)

第11条 この協定に基づく応急対策業務の実施に関し必要な事項については、その地域の実情に応じ別に定めるものとする。

(協定の適用)

第12条 この協定は、平成18年4月20日から適用する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年4月20日

(甲) 中央市長

(乙) 中央市建設協力会
会 長

〔通信施設〕

○市内無線局一覧

(1) 県防災行政無線局一覧（非常通報受付局）

局 名	非常 電源	執務 時間	所 在 地	機関名	電話番号	通信範囲	移動 局数	備 考
ぼ う さ い あ ん ぜ ん セ ン タ ー	有	8:30～ 17:15	中央市今福 991	防災安全 センター	(055) 273—1048	県 内	0	衛星端末局 260MHz (単一)
” ち ゅ う お う	”	”	中央市臼井 阿原301— 1	中 央 市 田富庁舎	(055) 274—2111	”	0	”

(2) 消防本部無線局一覧（非常通報受付局）

甲府地区

局名	非常 電源	執務 時間	所 在 地	機関名	電話番号	通信範囲	移動 局数	備 考
田富ポンプ1外	有	常時	中央市臼井 阿原275— 3	田 富 出 張 所	(055) 273—0999	甲府地区 管 内	4	
玉穂ポンプ1外	”	”	中央市成島 2384—1	玉 穂 出 張 所	(055) 273—0699	”	3	

〔消防関係〕

○消防力の現況

(1) 消防水利一覧

(平成19年4月1日現在)

種別 地区別	合 計	公 設 消火栓	私 設 消火栓	公 設 貯水槽	私 設 貯水槽	溜 池	貯水池	プール	泉 池	井 戸	河 川	簡易水道 消 火 栓
中央市	894	561	0	110	6	0	0	4	0	0	0	213

(2) 消防車両及び小型動力ポンプ配置状況

(平成19年4月1日現在)

配置場所	車両名等	合 計	普通ポンプ車	高規格救急車	救 急 車	小型動力ポンプ
南消防署	玉穂出張所	2	1		1	
	田富出張所	3	1	1		1

(3) 消防団員数及び機械一覧

(平成19年4月1日現在)

区分 消防団別	条 例 定 数	実 員 合 計	階 級								機 械			機 械 置 場	団 本 部 車 両
			団 長	副 団 長	本 部 員	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	ポン プ 車	可 搬 式	積 載 車		
中央市消防団	玉穂分団	465		1		2	4	12	12	64	2	10	10	12	
	田富分団		1	1		3	6	14	14	136	3	13	13	16	
	豊富分団			1		3	6	6	6	137	6	1	0	6	1
	計	465	429	1	3		8	16	32	337	11	24	23	34	1

(4) 中央市消防団緊急車両一覧

(ポンプ車)

(平成19年4月現在)

番号	分団	部	形式	登録番号 (山梨)			車 両	
							導入年	経過年数
1	田 富 第 1 分 団	第 4 部	C D—1	800	さ	2305	H 12	6 年
2	田 富 第 2 分 団	第 2 分 団	C D—1	88	す	5683	S 63	18 年
3	田 富 第 3 分 団	第 10 部	B S—1	88	す	3536	S 57	24 年
4	豊 富 第 1 分 団	第 1 部	C D—1	801	と	1	H 15	4 年
5	豊 富 第 1 分 団	第 2 部	C D—1	800	ち	2	H 17	2 年
6	豊 富 第 2 分 団	第 3 部	C D—1	88	そ	3795	H 10	8 年
7	豊 富 第 2 分 団	第 4 部	C D - 1	88	そ	631	H 8	11 年
8	豊 富 第 3 分 団	第 5 部	C D—1	800	つ	5	H 16	3 年
9	豊 富 第 3 分 団	第 6 部	C D—1	800	さ	2328	H 12	6 年
10	玉 穂 第 1 分 団	第 3 部	C D—1	88	す	6837	H 2	16 年

11	玉穂第2分団	第7部	C D—1	830	つ	911	H17	1年
----	--------	-----	-------	-----	---	-----	-----	----

(5) 小型動力ポンプ一覧

(小型積載車)

(平成19年4月現在)

番号	分団	部	形式	登録番号 (山梨)			車 両	
							導入年	経過年数
1	田富第1分団	第1部	軽車両	80	あ	838	H11	8年
2	田富第1分団	第2部	軽車両	30	あ	1271	H15	3年
3	田富第1分団	第3部	軽車両	80	あ	157	S59	23年
4	田富第1分団	第5部	軽車両	880	あ	211	H19	0年
5	田富第1分団	第13部	軽車両	80	あ	155	S59	23年
6	田富第2分団	第6部	軽車両	880	あ	92	H17	1年
7	田富第2分団	第7部	軽車両	880	あ	212	H19	0年
8	田富第2分団	第8部	軽車両	80	あ	839	H11	8年
9	田富第2分団	第12部	軽車両	80	あ	156	S59	23年
10	田富第3分団	第9部	軽車両	80	あ	1376	H16	2年
11	田富第3分団	第11部	軽車両	80	あ	1150	H14	5年
12	田富第3分団	第11部	軽車両	80	あ	837	H11	8年
13	田富第3分団	第14部	軽車両	80	あ	338	H2	16年
14	田富分団		軽車両(投光車)	80	あ	127	S58	24年
15	田富分団		軽車両	80	あ	128	S58	24年
16	玉穂第1分団	第1部	軽車両	80	あ	1108	H14	5年
17	玉穂第1分団	第2部	軽車両	80	あ	113	S58	23年
18	玉穂第1分団	第4部	軽車両	80	あ	183	S60	21年
19	玉穂第1分団	第5部	軽車両	80	あ	1165	H14	4年
20	玉穂第1分団	第6部	軽車両	80	あ	790	H10	9年
21	玉穂第2分団	第8部	軽車両	80	あ	204	S61	21年
22	玉穂第2分団	第9部	軽車両	80	め	148	S59	23年
23	玉穂第2分団	第10部	軽車両	80	あ	1004	H13	6年
24	玉穂第2分団	第11部	軽車両	80	あ	1179	H14	4年
25	玉穂第2分団	第12部	軽車両	80	あ	724	H9	10年
26	豊富分団		軽車両(投光車)	80	あ	915	H12	7年

○ 消防防災施設等整備計画

整備年度	事業内容	数量	配置場所	事業名等
平成17年度	水槽付消防ポンプ車（ＣＤ－１型）	１台	玉穂分団	消防団総合整備事業
平成18年度	飲料水兼用耐震性貯水槽（60 t）	１基	下河東	消防防災設備事業
	飲料水兼用耐震性貯水槽（100 t）	１基	関原	〃
	防災備蓄倉庫（200m ² ）	１棟	関原	〃
	耐震性貯水槽（60 t）	３基	大鳥居 2、浅利	中山間地域総合整備事業
	豊富農村公園（防災拠点）整備（1.5Ha）	１箇所	木原・関原	〃
	小型動力ポンプ付積載車	２台	田富分団	
	水槽付消防ポンプ車（ＣＤ－１型）	１台	田富分団	合併推進体制整備事業
	防災行政無線整備設計業務	１式	田富・玉穂地区	〃
平成19年度	洪水ハザードマップ策定業務	１式	全域	総合流域防災事業
	小型動力ポンプ付積載車	３台	田富・玉穂分団	
	豊富農村公園（避難路）整備（0.3Km）	１路線	木原・関原	中山間地域総合整備事業
平成20年度	消防団ポンプ車詰所建設（鉄骨造）	１棟	田富分団	
	消防ポンプ車車庫	１棟	玉穂分団	
	防災行政無線（同報系）施設整備	94局	田富・玉穂地区	合併特例事業
	小型動力ポンプ付積載車	２台	田富・玉穂分団	
	自主防災会資機材整備事業	12団体	全域	
	耐震性貯水槽（60 t）	10基	大鳥居 2、浅利 3、木原 2、関原 3	中山間地域総合整備事業
平成21年度	防災行政無線（移動系）施設整備	100局	全域	合併特例事業
	飲料水兼用耐震性貯水槽（60 t）	１基	布施	消防防災設備事業
	水槽付消防ポンプ車（ＣＤ－１型）	１台	玉穂分団	〃
	小型動力ポンプ付積載車	２台	田富・玉穂分団	
	消防団無線整備	70台	消防団全分団	
	自主防災会資機材整備事業	12団体	全域	
平成22年度	飲料水兼用耐震性貯水槽（60 t）	１基	成島	消防防災設備事業
	豊富小学校屋内運動場耐震整備	１棟	豊富小学校	公立学校施設整備地震防災対策事業
	自主防災会資機材整備事業	12団体	全域	
平成23年度	防災備蓄倉庫（100m ² ）	１棟	成島	消防防災設備事業
	小型動力ポンプ付積載車	１台	田富・玉穂分団	
	自主防災会資機材整備事業	12団体	全域	

○ 応急給水用施設・資機材保有数

種 別	能 力	保有数	所 管
配水池	1,300.0m ³	1 基	水道課
飲料水兼用防火水槽	100.0m ³	1 基	総務課
飲料水兼用防火水槽	60.0m ³	1 基	〃
ろ水機	20.0m ³ / h	1 台	〃
ろ水機	1.5m ³ / h	3 台	〃
簡易給水タンク	1.0m ³	10基	水道課
貯水タンク	4.0m ³	2 基	総務課
貯水タンク	2.0m ³	1 基	〃
貯水タンク	2.0m ³	1 基	水道課
ろ水機	1.0m ³ / h	1 台	総務課
給水車	2.0m ³	1 台	〃
給水車	4.0m ³	1 台	管財課
貯水のう	5.0m ³	1 基	総務課

○ 簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域等

(平成17年4月現在)

事 業 者 名	供給地点群名	地点数	所 在 地
関東グロリアガス(株)	雇 用 促 進 玉 穂 宿 舎	81	中央市井之口
	玉 穂 成 島 宿 舎	82	中央市成島字前田1140
(株) ミ ッ ウ ロ コ	鍛 冶 新 居 団 地	450	中央市山之神鍛冶新居街区128— 1
	田 富 桜 団 地	275	中央市東花輪1351
	山 王 団 地	342	中央市東花輪山王200
	コ ナ ガ イ 玉 穂 団 地	165	中央市西新居河原40
三 ッ 輪 液 化 瓦 斯 (株)	田 富 団 地	92	中央市布施1106— 2

○ 液化石油ガス貯蔵タンク施設

(平成14年4月1日現在)

事 業 所 名	タンク設置場所	貯蔵タンクの内容			備 考
		形状	設置数	最大貯蔵量	
山梨物流(株)本社事業所	田富町布施1357	横型	2	35 t	充てん所

〔水 防 関 係〕

○河川水位観測所一覧

河 川 名	水 位 観測所名	水 位 観 測 所 位 置	建設部名	通報 水位	平 水 位	警戒 水位	関 係 管 理 団 体	摘 要
富 士 川	浅 原 橋	中央市臼井河原	峡 中	4.30	2.48	4.60	中央市、甲斐 市、昭和町、 南アルプス市	国土交通省
笛 吹 川	桃 林 橋	中央市大田和	市 川	1.80	-1.52	2.50	市川三郷町、 中央市、甲府 市	国土交通省
鎌 田 川	鎌 田 川	中央市藤巻東阿原2863	峡 中	3.31		4.63	中央市	
浅 利 川	浅利川作興橋	中央市浅利2192	石 和	0.70		1.20	中央市	

〔災害危険箇所〕

○急傾斜地危険区域一覧

(1) 急傾斜地崩壊危険区域一覧

(平成17年3月31日現在)

指 定 区 域 名	面 積 (ha)
浅利田見堂	7.71
高部	
高部の2	

(2) 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧

(平成17年9月現在)

指定区域名	所在地	元号	指定年月日	指定番号	指定面積 (ha)	保全戸数 (戸)
浅利田見堂	浅利b	昭	461115	437	0.53	9
高部	高部伊勢塚	昭	521212	421	3.40	10
高部	高部前山	昭	540705	251	3.32	15
高部の2	高部東林	平	41217	468	0.46	10

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

(平成17年4月1日現在)

箇所名	所在地	危険人家戸数	指定区域名
前山	高部前山	13	高部
高部	高部高部	12	高部の2
上手	大鳥居上手	5	

○土石流危険渓流一覧

(平成17年9月1日現在)

幹川名	渓流名	所在地	人家戸数	公共施設数	公共建物
笛 吹 川	浅 利 川	関原	43	3	集会所
浅 利 川	328—1—002	〃	23	2	公民館
〃	南 川	〃	23	2	公民館
〃	328—1—004	〃	20	2	公民館
〃	328—1—005	〃	8	2	公民館
南 川	ア ヤ グ サ 沢	南村	18	2	公民館
浅 利 川	仲 川	水上	14	1	
〃	三 頭 沢 川	上手	9	0	
〃	328—1—009	〃	2	3	教育文化施設
〃	大 門 川	〃	2	2	教育文化施設
〃	大 森 川 の 2	一之沢	7	0	
〃	大 森 川 の 1	〃	6	0	

○山地災害危険地一覧

(平成17年3月31日現在)

(1) 崩壊土砂流出危険地区一覧

所在地	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	面積 (ha)	治山事業進捗状況	公 共 施 設 等					
							人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設道路を除く	道 路
関原絵下林	有	無	無	無	0.76	一部概成		15				農道
関原日影山	有	無	有	無	2.10	一部概成		46				農道
関原中の沢	有	無	無	有	2.26	一部概成		46				農道
関原日影山	有	無	無	無	1.89	一部概成		34				農道
関原山口	無	無	無	有	0.72	無		15				農道
大鳥居梨子平	有	無	無	無	5.18	一部概成		26				市町村
大鳥居前山	無	無	無	無	0.38	一部概成		14				農道
大鳥居前山	無	無	無	無	0.32	未成		15				市町村
大鳥居西の沢	有	無	有	無	2.93	未成		15				農道
大鳥居西の沢	有	無	無	有	1.80	無		15				市町村

(2) 山腹崩壊危険地区一覧

所在地	保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	面積 (ha)		治山事業進捗状況	公 共 施 設 等					
				調査地区	危険地区85点以上メッシュ		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設道路を除く	道 路
角川前山	有	無	無	5	3	未成		16			1	市町村
関原関原	無	無	無	3	3	無		22			1	市町村
関原山口	無	無	無	4	3	無		18				市町村
関原駒原	無	無	無	4	4	無		32			2	市町村
大鳥居水上	有	無	無	3	3	無				2		市町村
大鳥居飯室	無	無	無	11	9	無		11				市町村
大鳥居大森旭	無	無	無	3	3	一部概成				4		市町村
大鳥居城原	無	無	無	2	1	無		15			1	県道
浅利浅利田見堂	無	無	無	3	2	無				4		農道

〔文化財〕

○指定文化財一覧

文化財名称	指定区分
木造聖観音立像（永源寺）	国指定重要
木造薬師如来座像（歓盛院）	国指定重要
旧小井川郵便局	国登録
八幡穂見神社本殿	県
甲斐国志草稿本	県
浅利与一層塔と五輪塔	県
木造薬師如来坐像（大福寺）	県
木造普化禅師座像（永源寺）	市
明暗寺尺八（２管）	市
明暗寺屋根瓦（３枚）	市
木造毘沙門天・寺国天両立像（毘沙門堂）	市
葵金具付御簾（２竿）古文書（１通）	市
木造聖観音菩薩座像（龍徳寺）	市
木造釈迦如来座像（歓盛院）	市
粘土節	市
八幡大神社本殿	市
諏訪神社本殿	市
長徳院本堂	市
聖観世音菩薩	市
薬師如来座像	市
多聞天	市
丸彫り六地藏	市
十王像	市
生祠・田安明神	市
王塚古墳	市
山宮の大櫓	市
不動明王	市
石原家の櫓	市
延命地藏	市
延命寺のイチョウ	市
七覚川堤防の大櫓	市
三星院の梵鐘	市
飯室観音堂	その他
木造薬師如来座像（蓮華寺）	その他
木造釈迦如来立像（瀧泉寺）	その他
石像摩利支天・愛染明王両立像（永源寺）	その他
木造随神像（八幡神社）	その他
梵鐘（歓盛院）	その他
田植え地藏	その他
姥神石祠	その他
乙黒桜	その他
法久寺	その他
浅利氏館跡	その他
諏訪神社	その他

〔 条 例 等 〕

○ 中央市防災会議条例

（平成18年2月20日）
（ 条 例 第 14 号 ）

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、中央市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 中央市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 本市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法又はこれに基づく政令によりこの権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員20人以内で組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 山梨県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 山梨県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 市の教育委員会の教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 市の自治会連合会の会長
- (8) 指定公共機関及び指定地方公共機関の役員及び職員のうちから市長が任命する者

（任期）

第4条 前条第5項各号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第5条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山梨県の職員、市の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年 2 月20日から施行する。

○ 中央市災害対策本部条例

（平成18年 2 月20日）
（条 例 第 15 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第 7 項の規定に基づき、中央市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（委任）

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年 2 月20日から施行する。

○ 中央市地震災害警戒本部条例

(平成18年 2月20日)
(条 例 第 16 号)

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定により、中央市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 山梨県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(2) 教育長

(3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(4) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者

(5) 甲府地区広域行政事務組合の消防長又は当該組合の消防吏員その他の職員のうちから市長が委嘱する者

(6) 消防団長

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから市長が指名する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 部長に事故があるときは、部に属する本部員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年 2月20日から施行する。

○ 中央市水防協議会条例

（平成18年2月20日）
（ 条 例 第 17 号 ）

（ 設置 ）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、中央市水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（ 顧問及び参与 ）

第2条 市長は、必要と認めたときは、協議会に顧問及び参与若干人を置くことができる。

2 顧問及び参与は、関係行政機関の職員並びに水防に係る団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が命じ、又は委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べ、参与は、協議会に出席し、意見を述べることができる。

（ 会長及びその代理者 ）

第3条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定した委員がその職務を代理する。

（ 任期 ）

第4条 関係行政機関の職員たる委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 市長は、特別の理由があると認めたときは、前項の規定にかかわらずその任期中においてもこれを免じ、又は解嘱することができる。

（ 招集 ）

第5条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

（ 定足数及び表決 ）

第6条 協議会は、委員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（ 幹事及び書記 ）

第7条 協議会に幹事及び書記各若干人を置き、会長が命じ、又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け庶務を処理する。

3 書記は、上司の命を受け庶務に従事する。

（ 委任 ）

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

○ 中央市コミュニティ防災センター条例

(平成18年2月20日)
(条 例 第 18 号)

(設置)

第1条 市民に防災に関する教育及び訓練を行い、防災対策の普及及び啓発に資するとともに、防災用資機材を備蓄するため、コミュニティ防災センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 コミュニティ防災センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 中央市コミュニティ防災センター

位置 中央市布施1555番地 1

(事業)

第3条 中央市コミュニティ防災センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 防災に関する教育及び訓練を行うこと。
- (2) 防災に関する専門的及び技術的な調査研究を行うこと。
- (3) 防災に関する相談、助言及び指導を行うこと。
- (4) 防災用資機材の備蓄及び保管を行うこと。
- (5) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第4条 センターの管理及び業務は、総務課職員をもってこれに充てる。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月の第2日曜日及び第4日曜日
- (2) 前号に掲げる日曜日以外の日曜日の翌日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（この日が前2号に掲げる休館日の翌日に当たるときは、その翌日）
- (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (5) その他市長が必要と認める日

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認める場合は、同項の休館日を変更することができる。

(利用時間)

第6条 センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 市長は、特に必要があると認める場合は、前項の利用時間を変更することができる。

(利用の制限)

第7条 センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、市長の指示に従わなければならない。

2 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を拒み、又は退館を命ずるこ

とができる。

(1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

(2) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。

(3) その他管理上支障があると認められるとき。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年 2 月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の田富町コミュニティ防災センター設置及び管理条例
(昭和58年田富町条例第 1 号) の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当
規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

○ 中央市防災公園条例

（平成18年2月20日）
（条 例 第 19 号）

（設置）

第1条 市民に防災及び水防に関する教育及び訓練を行い、防災対策の普及及び啓発に資するとともに、防災用資機材及び水防資機材を備蓄するため、防災公園を設置する。

（名称及び位置）

第2条 防災公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 中央市防災公園

位置 中央市臼井阿原字川向1903番地39

（施設の種類）

第3条 中央市防災公園（以下「防災公園」という。）の施設の種類の、次のとおりとする。

(1) 防災会館

(2) 水防倉庫

（管理）

第4条 防災公園は、市が管理する。ただし、管理上必要と認めるときは、市長が指定する者に管理を委託することができる。

（職員）

第5条 防災公園内防災会館に、必要な職員を置くことができる。

（施設利用の範囲）

第6条 防災公園の施設の利用は、原則として中央市民に限るものとする。

（施設利用の許可）

第7条 防災公園の施設を利用しようとする者又は団体は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（利用の制限）

第8条 市長は、次に該当する場合には利用を許可しない。また、既に許可したものにあっては、許可を取り消すことができる。

(1) 公益又は公安を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 各施設の目的に反し、又は管理上支障があると認められるとき。

(3) 営利を目的とする利用と認めたとき。

(4) その他市長が利用させることが適当と認められないとき。

（修復費用の負担）

第9条 利用者は、故意又は重大な過失により施設を破損し、又は汚損した場合は、その修理又は補充に要する費用について、市長の認定する額を負担しなければならない。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年 2 月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の田富町防災公園設置及び管理運営に関する条例（平成14年田富町条例第 2 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

○ 中央市消防団の設置等に関する条例

（平成18年 2 月20日）
（条 例 第 165 号）

（趣旨）

第 1 条 消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第15条第 1 項に規定する消防団の設置、名称及び区域については、この条例の定めるところによる。

（消防団の設置、名称及び区域）

第 2 条 法第 9 条第 3 項の規定に基づき、中央市消防団を設置する。

2 前項の消防団の区域は、中央市全域とする。

附 則

この条例は、平成18年 2 月20日から施行する。

○ 中央市消防団の組織等に関する規則

（平成18年2月20日）
（規則第116号）

（趣旨）

第1条 中央市消防団の組織及び消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制等については、この規則の定めるところによる。

（内部組織等）

第2条 消防団の内部組織及び所掌事務は、法令又は条例に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

（組織）

第3条 消防団に分団を置く。

- 2 分団には、必要に応じ部を置くものとする。
- 3 分団及び部の担当区域は、別表に定めるところによる。

（役員等）

第4条 消防団に団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員を置く。

- 2 団長は、団の事務を統括し、団員を指揮して法令、条例及び規則の定める職務を遂行し、市長に対しその責めに任ずる。
- 3 団長に事故があるときは、団長の定める順序に従い副団長が団長の職務を行う。この場合において、団長が死亡、罷免、退職又は心身の故障によって、その職務を行うことのできない場合を除いては、団員等の命免を行うことはできない。

（役員の任期）

第5条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任することは妨げない。

- 2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（宣誓）

第6条 団員は、その任命後別記様式による宣誓書に署名しなければならない。

（退職）

第7条 団員は、退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出てその許可を受けなければならない。

（服務）

第8条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 住民に対して常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては、その使命遂行のため十分な任務に当たらなければならない。
- (2) 規則を厳守して礼節を重んじ、上司の指揮命令の下に行動しなければならない。
- (3) 機械器具その他消防団の設備及び資材の維持管理に当たり、職務のほかこれを使用してはならない。

（災害出場）

第9条 消防車が水火災現場に出場するときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令

の定める交通規則に従うとともに正式な交通を維持するためサイレンを用いるものとする。ただし、引き返す途中での警戒信号は、鐘又は警笛に限るものとする。

（消防車の責任者の遵守事項）

第10条 水火災現場への出場及び引き返す場合消防車に乗車する責任者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 機関担当員の隣席に乗車すること。
- (2) 病院、学校、劇場等の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いること。
- (3) 団員及び消防職員以外の者を消防車に乗車させてはならないこと。

（管轄区域）

第11条 消防団は、市長の許可を受けないで管轄区域外の水火災その他の災害現場に出場してはならない。ただし、管轄区域が確認し難い場合又は別に定めるところにより、あらかじめ相互応援に関し、協定が結ばれていて上長の命令があったときは、この限りでない。

（消火及び水防等の活動）

第12条 水火災その他の災害現場に到着した消防団員は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度にとどめて水火災の防御及び鎮圧に努めなければならない。

（現場指揮）

第13条 水火災現場に先着した指揮者は、上級指揮者が到着するまで全指揮を執り責任を負わなければならない。

（死体発見の場合の措置）

第14条 水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、責任者は、市長に報告するとともに、警察職員又は検視員が到着するまで現場を保存しなければならない。

（放火の疑いのある場合の措置）

第15条 放火の疑いのある場合は、指揮者は、次の措置をとらなければならない。

- (1) 直ちに市長及び警察職員に通報すること。
- (2) 現場の保存に努めること。
- (3) 事件は慎重に取り扱うとともに公表はしないこと。

（教養及び訓練）

第16条 消防団員は、品位の向上及び消防技能の練成に努め、定期的に訓練を行うようにしなければならない。

（団員の階級並びに訓練、礼式及び服務）

第17条 消防団員の階級並びに訓練礼式及び服務については、消防庁が定める基準による。

（表彰）

第18条 市長又は消防団長は分団、部又は団員がその任務遂行に当たってその功績が顕著である場合は、これを表彰することができる。

2 表彰は、次に掲げる種別により表彰状又は賞状及び記念品を授与して行う。

- (1) 表彰状は、消防職務の遂行上著しい業績があると認められる分団及び部に対してこれを授与する。
- (2) 賞状は、消防団員として功労があると認められる者に対してこれを授与する。

(感謝状の贈呈)

第 19 条 市長は、消防団員以外の個人又は団体で次の各号のいずれかに該当し、その功労が顕著である者に対し感謝状及び記念品を贈呈することができる。

- (1) 水火災の予防又は鎮圧
- (2) 防火思想の普及
- (3) 消防設備の強化拡充についての協力
- (4) 水火災現場における人命救助
- (5) 水火災その他災害時における警戒防御及び救助に関し消防団に対してなした協力
- (6) 前各号に掲げるもののほか、他の模範となるべき功績

(文書簿冊)

第 20 条 消防団は、次の文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかなければならない。

- (1) 団員名簿
- (2) 人事発令簿
- (3) 沿革誌
- (4) 日誌
- (5) 設備資材台帳
- (6) 区域内全図及び消防設備等配置図
- (7) 消防計画
- (8) 各種手当支給簿
- (9) 給与品、貸与品台帳
- (10) 消防法規及び諸通知文書綴

(その他)

第 21 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年 2 月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から平成19年 3 月31日までの間における消防団の組織、役員及び任期は、第 3 条、第 4 条第 1 項及び第 5 条の規定にかかわらず、合併前の玉穂町消防団、田富町消防団及び豊富村消防団ごとに、それぞれ合併前の玉穂町消防団の組織等に関する規則（昭和42年玉穂町規則第 1 号）、田富町消防団の組織等に関する規則（昭和48年田富町規則第 1 号）又は豊富村消防団の組織等に関する規則（昭和55年豊富村規則第 7 号）の規定によるものとする。

別表（第3条関係）

分 団 及 び 部 の 担 当 区 域

分 団 名	部	担 当 区 域（自 治 会 名）
玉穂第1分団	第1部	井之口1、井之口2
	第2部	西新居、中楯、上成島
	第3部	宿成島、新成島、下成島1、下成島2
	第4部	極楽寺、高橋
	第5部	乙黒
	第6部	新城
玉穂第2分団	第11部	下河東・東、下河東・西
	第7部	下河東・下
	第8部	町之田、一町畑
	第9部	上三條
	第10部	下三條1、下三條2
	第12部	若宮
田富第1分団	第1部	鍛冶新居
	第2部	山之神
	第3部	布施第3、宮北
	第4部	布施第4
	第5部	布施第5
	第13部	リバーサイド第1、リバーサイド第2、リバーサイド第3
田富第2分団	第6部	臼井阿原第1、臼井阿原第2
	第7部	西花輪第1、西花輪第2、新道、釜無
	第8部	東花輪第1、東花輪第2、東花輪第3、桜、清川
	第12部	新町第1、新町第2、東
田富第3分団	第9部	大田和
	第10部	藤巻、飛石
	第11部	今福、今福新田
	第14部	山王第1、山王第2、山王第3
豊富第1分団	第1部	高部
	第2部	浅利
豊富第2分団	第3部	大鳥居、久保団地
	第4部	
豊富第3分団	第5部	関原
	第6部	木原

様式 略

○山梨県災害救助法施行細則（別表）

最近改正 平成19年 6 月19日規則第31号

第1 救助の程度、方法及び期間

1 収容施設の供与

(1) 避難所

ア 避難所に収容することができる者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。

イ 避難所は、学校、公民館等既存の建物を利用して開設することを原則とする。ただし、適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により開設することができる。

ウ 避難所を設置するために支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり300円以内の額とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。

エ 避難所の設置が冬季（10月から3月まで）の場合は、別に定める額を前項の額に加算する。

オ 避難所を開設することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅等

ア 応急仮設住宅に収容することができる者は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、みずからの資力では住宅を得ることができないものとする。

イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,326,000円以内とする。

ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。この場合の1施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、イにかかわらず知事が別に定める。

エ 高齢者であって、日常の生活上特別な配慮を要するものを数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を応急仮設住宅として設置できる。

オ 応急仮設住宅の設置は、災害発生の日から20日以内に着工し、すみやかに工事を完成しなければならない。

カ 応急仮設住宅を供与することができる期間は、建築工事が完了した日から2年以内とし、これを処分しようとするときは、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

キ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これに収容することができる。

2 たき出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) たき出しその他による食品の給与

ア たき出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行なう。

イ たき出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ たき出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,010円以内とする。

エ たき出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。

(2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行なう。

イ 飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域の通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）若しくは船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行なう。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行なう。

ア 被服、寝具及び身のまわり品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食品

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することのできる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
季別							
夏季	4月から9月まで	17,300円	22,300円	32,800円	39,300円	49,800円	7,300円
冬季	10月から3月まで	28,600円	37,000円	51,600円	60,500円	75,900円	10,400円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により被害を受けた世帯

世帯区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
季別							
夏季	4月から9月まで	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,500円	2,400円
冬季	10月から3月まで	9,100円	12,000円	16,900円	20,000円	25,400円	3,300円

(4) 3の(3)の季別区分は、災害発生の日をもって決定する。

(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施することができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療は災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとし、救護班によって行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合には、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行なうことのできる範囲の施術を含む。）を行なうことができる。

イ 医療は、次の範囲内において行なう。

（ア）診療

（イ）薬剤又は治療材料の支給

（ウ）処置、手術その他の治療及び施術

（エ）病院又は診療所への収容

（オ）看護

ウ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

エ 医療を実施することができる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の方法を失った者に対して行なう。

イ 助産は、次の範囲内において行なう。

（ア）分べんの介助

（イ）分べん前及び分べん後の処置

（ウ）脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出することができる費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額とすること。

エ 助産を実施することのできる期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 災害にかかった者の救出

- (1) 災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものとする。
- (2) 災害にかかった者の救出のために支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 災害にかかった者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から 3 日以内とする。

6 災害にかかった住宅の応急修理

- (1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊又は半焼し、みずからの資力では応急修理をすることができない者に対して行なう。
- (2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行うものとし、その修理のために支出することができる費用は、1 世帯当たり 500,000 円以内とする。
- (3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から 1 箇月以内に完了しなければならない。

7 生業に必要な資金の貸与

- (1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行なう。
- (2) 生業に必要な資金の貸与は、生業を営むために必要な機械器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して行なう。
- (3) 生業に必要な資金を貸与することができる金額は、次の範囲内の額とする。

ア 生業費 1 件当たり 30,000 円

イ 就職支度金 1 件当たり 15,000 円

- (4) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件により貸与する。

ア 貸与期間 2 年以内

イ 利子 無利子

- (5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から 1 箇月以内に完了しなければならない。

8 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行なう。

- (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行なう。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第131号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具費及び通学用品費

(ア) 小学校児童 1人当たり4,100円

(イ) 中学校生徒 1人当たり4,400円

(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり4,800円

(4) 学用品を給与することができる期間は、災害発生の日から教科書については、1箇月以内その他の学用品については、15日以内とする。

9 埋葬

(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について死体の応急的処理程度のものを行なう。

(2) 埋葬は、次の範囲内においてなすべき棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

ア 棺（附属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ 骨つば及び骨箱

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人195,000円以内、小人159,200円以内とする。

(4) 埋葬は災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

10 死体の搜索

(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行なう。

(2) 死体の搜索のため支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 死体の搜索をすることができる期間は災害発生の日から10日以内とする。

11 死体の処理

(1) 死体の処理は、災害の際死亡したものについて死体に関する処理（埋葬を除く。）を行なう。

(2) 死体の処理は、次の範囲内において行なう。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 死体の一時保存

ウ 検案

(3) 検案は、原則として救護班によって行なう。

(4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,300円以内とする。

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合

は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、1体当たり5,000円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。

ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

エ 死体の処理をすることができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつみずからの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行なう。

(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費とし、1世帯当たり137,000円以内とする。

(3) 障害物の除去のできる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。

ア 被災者の避難

イ 医療及び助産

ウ 災害にかかった者の救出

エ 飲料水の供給

オ 死体の搜索

カ 死体の処理

キ 救済用物資の整理配分

(2) 救助のため支出することができる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第2 実費弁償

令第11条の規定による実費弁償のために支出することができる費用は、次に掲げる限度を超えることができない。

1 令第10条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師	1人1日当たり	22,900円
イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士	1人1日当たり	17,100円
ウ 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士	1人1日当たり	15,200円
エ 救急救命士	1人1日当たり	16,800円
オ 土木技術者及び建築技術者	1人1日当たり	17,800円
カ 大工	1人1日当たり	19,900円

キ 左官	1人1日当たり 17,300円
ク とび職	1人1日当たり 17,200円

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、一般職の職員との均衡を考慮して算定した額

(3) 旅費

一般職の職員の旅費の例による。

2 令第10条第5号から第10号までに規定する者

当該業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料として、その100分の3の額を加算した額

〔様式〕

○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式

第1号様式（火災）

		第 報	
		報告日時	年 月 日 時 分
		都 道 府 県	
		市 町 村 (消防本部名)	
消防庁受信者氏名		報告者名	

爆発を除く。

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出 火 場 所	
出 火 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分) (鎮 圧 日 時) 鎮 火 日 時 (月 日 時 分) 月 日 時 分
火元の業態・用途	事業所名 (代表者名)
出 火 箇 所	出 火 原 因
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽 症 人
	死者の生じた理由
焼 損 程 度	焼 損 棟 数 全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 計 棟 焼 損 面 積 建物焼損床面積 m² 建物焼損表面積 m² 林野焼損面積 a
り 災 世 帯 数	気 象 状 況
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消 防 団 台 人 そ の 他 人
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	
災害対策本部 等の設置状況	
その他参考事項	

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故	報 告 日 時	年 月 日 時 分
	2 危険物等に係る事故	都 道 府 県	
	3 原子力施設等に係る事故	市 町 村	
	4 その他特定の事故	(消防本部名)	
消防庁受信者氏名		報 告 者 名	

事 故 種 別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発 生 場 所					
事 業 所 名		特 別 防 災 区 域	〔レイアウト第1種、第1種、 第2種、その他〕		
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発 見 日 時	月 日 時 分		
		鎮 火 日 時 (処 理 完 了)	月 日 時 分		
消 防 覚 知 方 法		気 象 状 況			
物 質 の 区 分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()		物 質 名		
施 設 の 区 分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()				
施 設 の 概 要		危 険 物 施 設 の 区 分			
事 故 の 概 要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)		
			{ 重 症 人 (人)		
			{ 中等症 人 (人)		
			{ 軽 症 人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急・救助活動 状 況		出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事 業 所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消 防 本 部 (署)		台	
		消 防 団		台	
		海 上 保 安 庁		人	
		自 衛 隊		人	
		そ の 他		人	
警戒区域の設定	月 日 時 分				
使用停止命令	月 日 時 分				
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消 防 本 部)	
報 告 者 名	

事 故 災 害 種 別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態			
発 生 場 所				
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚 知 方 法		
事 故 等 の 概 要				
死 傷 者 等	死者（性別・年齢） 計 人 不 明 人		負傷者等 人（ 人） { 重 症 人（ 人） 中等症 人（ 人） 軽 症 人（ 人）	
救 助 活 動 の 要 否				
要救護者数（見込）		救 助 人 員		
消 防 ・ 救 急 ・ 救 助 活 動 動 状 況				
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況				
その他参考事項				

（注）負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 （消防本部名）	
報 告 者 名	

災害名（第 報）

災 害 の 概 況	発 生 場 所				発 生 日 時	月 日 時 分				
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不明	人	住 家	全 壊	棟	一 部 破 損	棟
		負 傷 者	人	計	人		半 壊	棟	床 上 浸 水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況		（都道府県）			（市町村）				

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県				区		分		被 害		区		分		被 害		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都道府県							
災 害 名 ・ 報告番号	災害名 第 報 (月 日 時現在)			そ の 他	田	流出・埋没	ha		公立文教施設	千円		農 林 水 産 業 施 設 公 共 土 木 施 設 その他の公共施設 小 計 公共施設被害市町村数	千円		災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名		市 町 村							
	報告者名				畑	流出・埋没	ha		農 業 被 害	千円			そ の 他 被 害 総 額	千円								消防職員出動延人数	人	
			文 教 施 設		箇所		林 業 被 害	千円		水 産 被 害 商 工 被 害	千円										消防団員出動延人数		人	
			病 院		箇所		畜 産 被 害	千円			計			団体										
			道 路	箇所		水 産 被 害	千円		団 体															
区	分		被 害	橋 り ょ う	箇所		砂 防	箇所				他	そ の 他	千円										
				河 川	箇所		清 掃 施 設	箇所		備 考			災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況											
人的被害	死 者	人		港 湾	箇所		崖 く ず れ	箇所																
	負傷者	軽 傷	人		鉄 道 不 通	箇所	被 害 船 舶	隻																
住 家 被 害	全 壊		棟		水 道	戸	電 話	回線	被 害 総 額		千円													
	半 壊		棟		電 気	戸	ガ ス	戸		備 考														
一 部 破 損		棟		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所																			
床 上 浸 水		棟		り 災 世 帯 数	世帯		り 災 者 数	人	火 災 発 生	建 物	件													
床 下 浸 水		棟			そ の 他	件				そ の 他	件													
非住家	公 共 建 物	棟																						
	そ の 他	棟																						

被害額は省略することができるものとする。

○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式

第1号様式

災 害 報 告

都道府県		山 梨 県		区 分		番号	被害
災 害 者		年 月 日 第 報		田		流出・埋没	ha 22
年 月 日		確 定		畑		冠 水	ha 23
報告者名				冠		流出・埋没	ha 24
区		分	番号	被害	冠	水	ha 25
人的被害	死	者	人	1			
	行方不明者	人	2				
	負傷者	重	傷	人	3		
	負傷者	軽	傷	人	4		
住家被害	全壊	棟	5			文教施設	箇所 26
		世帯	6			病院	箇所 27
		人	7			道 路	箇所 28
		棟	8			橋 梁	箇所 29
	半壊	世帯	9			河 川	箇所 30
		人	10			港 湾	箇所 31
		棟	11			砂 防	箇所 32
		世帯	12			清 掃 施設	箇所 33
	一部破損	人	13			崖 崩 れ	箇所 34
		棟	14			鉄 道 不 通	箇所 35
		世帯	15			被 害 船 舶 隻	36
		人	16			水 道 戸	37
	床上浸水	棟	17			電 話 回線	38
		世帯	18			電 気 戸	39
		人	19			ガ ス 戸	40
		棟	20			ブロック塀等	箇所 41
床下浸水	世帯	21			社会福祉施設	戸 42	
	人	22			ガードレール	箇所 43	
	棟	23			罹 災 世 帯 数	世帯 44	
非住家	公共建物	棟	24			罹 災 者 数	人 45
	その他	棟	25			建 物 件	46
	その他	棟	26			火 災 発生	件 47
						危険物	件 48
						その他	件 49

区	分	番号	被害	都道府県災害	名称	年月日時
公共文教施設	千円	49		設置市町村名	設置	年月日時
農林水産業施設	千円	50			解散	年月日時
公共土木施設	千円	51				
その他の公共施設	千円	52				
小計	千円	53		適用市町村名		
公共施設被害市町村数	団体	54				
農産被害	千円	55				
林産被害	千円	56				
畜産被害	千円	57		災害救助法		
水産被害	千円	58				
商工被害	千円	59				
その他	千円	60				
被害総額	千円	61			消防職員出動延人数	人
					消防団員出動延人数	人
災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難の勧告・指示の状況）						

○各種救助に係る様式

様式 1

市 町 村 名		地区別被害状況調査表																		保 健 福 祉 事 務 所 名					
																				調 査 時 刻		平成 年 月 日 時 分			
																				報 告 時 刻		平成 年 月 日 時 分			
区 分		人 的 被 害					住 家 の 被 害															備 考			
地区別	死亡	行方不明	負傷		計	全壊（焼）			半壊（焼）			床上浸水			一部破損			床下浸水			計				
			重傷	軽傷		棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟			世帯	人員

様式 2

世 帯 別 被 害 調 査 表

災 害 名														発 信 保 健 福 祉 事 務 所 名													
市 町 村 名														調 査 時 刻													
														報 告 時 刻													
地 区 名	被 災 世 帯 主 氏 名	世 帯 主 の 年 齢	世 帯 主 の 職 業	世 帯 人 員	被 害 状 況									世 帯 区 分							市 町 村 民 税 課 税 状 況			学 童		備 考	
					人 的 被 害				住 家 の 被 害					被 保 護		身 体 障 害 者	高 齢 者	母 子	要 保 護	そ の 他	市 町 村 民 税 課 税 状 況			中 学 生 徒	小 学 児 童		
					死 亡	行 方 不 明	負 傷		全 壊 ・ 焼	半 壊 ・ 焼	床 上 浸 水	一 部 破 損	床 下 浸 水	生 活 保 護	そ の 他 の 扶 助						非 課 税	均 等 割	所 得 割				
							重 傷	軽 傷																			

様式 3

救助活動の種類別実施状況

市 町 村 名				保 健 福 祉 事 務 所 名			
				報 告 年 月 日 ・ 時 刻		平 成 年 月 日 時 分	
救 助 の 種 類	救 助 の 内 容 等			救 助 の 種 類	救 助 の 内 容 等		
(1) 避難所の設置	設置箇所数 (箇所)			(5) 死体の搜索	搜索月日 月 日 時 ~ 月 日 時		
	避難者数 (世帯 人)				搜索対象		
	避難所別の内訳				搜索地域		
	(/ 世帯 人)	搜索方法					
	(/ 世帯 人)	(具体的)					
	(/ 世帯 人)						
(2) 炊き出しその他 食品の給与	月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)	(6) 死体の処理 (洗浄、縫合) (検案、安置)	処理月日 月 日 時 ~ 月 日 時	処理件数			
	月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)		大人 (12歳以上) 体				
	月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)		子供 (12歳未満) 体				
	月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)		検 案 者				
	月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)		安置場所 () 体				
	月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)		() 体				
	月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)		() 体				
	月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)						
(3) 飲料水の供給	給 水 車 ~ 台 (月 日 ~ 月 日) 延	(7) 埋 葬	埋葬月日 月 日 時 ~ 月 日 時	埋葬者数 人			
	ペットボトル ~ 本 (月 日 ~ 月 日) 延		(8) 学用品支給	支給月日 月 日 時 ~ 月 日 時	支給状況		
	ろ 過 器 ~ 器 (月 日 ~ 月 日) 延			中学生 人			
(4) 災害を受けた者の 救出	作業月日 月 日 時 ~ 月 日 時	(9) 障害物の除去 (居宅内の)	作業月日 月 日 時 ~ 月 日 時	作業箇所 箇所			
	地区名		作業方法				
	救出人員 世帯 名	(10) 家屋の応急修 理	修理月日 月 日 時 ~ 月 日 時	修理家屋 箇所			
救出方法 (具体的)	修理方法						

様式 4

被災世帯調査原票

市町村名 ()
 調査責任者職氏名 印
 立会人職氏名 印

整理番号№

年 月 日現在

世帯主氏名		住所		避難先								
被害程度		全壊・全焼・流失・半焼・半壊・床上浸水・床下浸水・一部破損				状況						
応急救助を必要とする家族の状況	氏名	続柄	性別	年齢	職業	学校名・学年	死亡	行方不明	重傷	軽傷	妊娠	備考
	1											
	2											
	3											
	4											
	5											
	6											
	7											
	小計											
被害にあった住家		棟（自家、借家）		被害にあった非住家		棟（自家、借家）						
食料、家財等の滅失状況		食料		炊事用具		被服類		寝具類		その他		
課税の状況	非課税・均等割・所得割					調査責任者の意見						
世帯類型	被保護・身障・老人・母子（父子）・要保護・その他											
必要な救助	避難所・応急仮設住宅・炊き出し・飲料水・被服寝具・医療・助産・救出・住宅応急修理 学用品・埋葬・死体搜索・死体処理・障害物除去・災害弔慰金等・災害援護資金・その他（ ）											

様式 5

救助の種目別物資受払状況

市町村名 ()

救助の種目別	年 月 日	品 名	単 位 呼 称	摘 要	受	払	残	備 考

注) 「救助の種目別欄」には、避難所用、炊出しその他による食品給与用、給水用機械器具燃料浄水用薬品・資材用、被服・寝具その他生活必需品用、医薬品衛生材料用、被災者救出用機械器具・燃料用、事務用燃料・消耗品用などを記入し、区分する。

様式 6

避難所設置及び収容状況

市町村名 ()

避難所の名称	種 別	開 設 期 間	実 人 員	延 人 員	物品使用状況		実支出額	備 考
					品 名	数 量		
	既存建物 屋外天幕	月 日 ~ 月 日						
計								

様式 7

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

市町村名 ()

応 急 仮 設 住 宅 番 号	世 帯 主 名 氏 名	家 族 数	所 在 地	構 造 区 分	面 積	敷 地 区 分	着 工 月 日	竣 工 月 日	入 居 月 日	実 支 出 額	備 考
		人									
計	世帯										

様式 8

炊 き 出 し 給 与 状 況

市町村名 ()

炊出し場の 名 称	月 日			月 日			月 日			月 日			合 計	実支出額 円	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

様式 9

飲 料 水 の 供 給 簿

市町村名 ()

供給 月日	対象 人員	市 販 飲料水 の供給	給水用機械・器具による給水								実支出 額
			使用した 機械・器 具の名称	借 上			修 繕			燃料費	
				数量	所有者	金 額	月日	修 繕 費	摘 要		
		L 円									

様式11

救 護 班 活 動 状 況

○ ○ 救護班

班長：医 師 氏 名 印

月 日	活動した 市町村名	診 療 状 況		死 体 検案数	活動に伴い故 障、破損した 器具・器材の 修繕費	備 考
		患者数	措 置 の 概 要			
		人		人	円	
計						

様式12

病院診療所医療実施状況

市町村名 ()

診 機 関 名	療 名	患 氏 名	診療期間	診 療 区 分		診 療 報 酬 点 数		金 額	備 考
				入 院	通 院	入 院 点	通 院 点		
			月 日					円	
計	機関	人							

様式13

助 産 台 帳

市町村名 ()

分 娩 者 氏 名	分 娩 日 時	助産機関名	分 娩 期 間	金 額	備 考
			月 日 ~ 月 日		
			月 日 ~ 月 日		
			月 日 ~ 月 日		
			月 日 ~ 月 日		
			月 日 ~ 月 日		
			月 日 ~ 月 日		
			月 日 ~ 月 日		
			月 日 ~ 月 日		
			月 日 ~ 月 日		
			月 日 ~ 月 日		
			月 日 ~ 月 日		
			月 日 ~ 月 日		

被災者救出状況記録簿

市町村名 ()

[illegible]

様式15

住宅応急修理記録簿

市町村名 ()

世帯主氏名		修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
計	世帯				

407

様式17

埋 葬 台 帳

市町村名 ()

死 亡 年 月 日	埋 葬 年 月 日	死 亡 者		埋 葬 を おこなった者		埋 葬 費			
		氏 名	年 齢	死 亡 者 との関係	氏 名	棺（附属品 を含む）	埋葬又 火葬料	骨 箱	計
計		人							

死体搜索状況記録簿

市町村名 ()

[illegible]

様式19

死 体 処 理 台 帳

市町村名 ()

処 理 年 月 日	死体発見 の日時及 び 場 所	死亡者 氏 名	遺 族		洗浄等の処理費			死体の 一時保 存 費	検 案 料	実支出額
			氏 名	続柄	品 名	数 量	金 額			
計		人								

様式20

障 害 物 の 除 去 状 況

市町村名 ()

住家被害程度 区分		氏 名	除去に要した 期 間	実支出額	除去に要すべき状態の概要	備考
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
計	半壊・焼	世帯				
	床上浸水	世帯				

412

賃金職員等雇上台帳

[illegible]

○ 自衛隊災害派遣要請依頼書

山梨県知事 殿	平成 年 月 日
	発信者名 (中央市災害対策本部長)
自衛隊の災害派遣要請について(依頼)	
このことについて、次のとおり自衛隊の災害派遣を要請します。	
1 災害の状況及び派遣要請をする事由	
(1) 災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。)	
(2) 派遣を要請する事由	
2 派遣を必要とする期間	
自 平成 年 月 日	
至 平成 年 月 日	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
(1) 派遣を希望する区域	
(2) 活動内容	
4 要請日時	
平成 年 月 日	
5 その他参考となるべき事項	
(1) 連絡場所及び連絡責任者	
・	
・	
・	
・	
・	

○消防防災航空隊出場要請書

直通電話（0551）20—3601

F A X（0551）20—3603

1 要 請 団 体	発信者				
2 災 害 種 別	(1) 救急	(2) 救助	(3) 火災	(4) 自然災害	
3 要 請 内 容	(1) 救急	(2) 救助	(3) 消火	(4) 偵察	(5) 物資輸送
4 発 生 場 所 目 標	(市・町・村) 目標				
5 発 生 日 時	年	月	日	曜日	時 分頃
6 事故概要又は 災 害 概 要					
7 気 象 (災害現場)	天候 視界	風向 m	風速 (	m / s	気温 警報・注意報)
8 必 要 資 機 材					
9 出 場 先 臨 着 場	場所 (市・町 村) 目標 (名称)			番地	病院
10 搬 送 先 臨 着 場	場所 (市・町 村) 目標 (名称)			番地	病院
11 傷 病 者 等	住 所 氏 名 傷病名	生年月日 程 度	年 月 日 重・中・軽	歳	男・女
12 現 地 搭 乗 者	(有・無) 職名		氏名		
13 地 上 指 揮 者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン				
14 他 の 航 空 機 の 活 動 要 請	(有・無) 機関名		機数	機	
15 要 請 日 時	年	月	日	曜日	時 分
以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。					
1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン				
2 到着予定時間	年	月	日	曜日	時 分
3 活動予定時間	時間		分		
その他の特記事項					
			受 信 者		

○県指定に基づく被害報告様式

PAGE

(様式 3 — 4 — 2)

市町村被害状況票		市町村名			
集 計 時 日 時	月 日 時 分 現在	市町村担当者名			
受信番号 (地域県民 センター)		受信者 (地域県民 センター)			
受 信 時 日 時	月 日 時 分	受信方法		電話 F A X その他	
1 人的被害	死者	重傷	軽傷	行方不明	
2 物的被害 (棟)	全壊 床上浸水	半壊 床下浸水	一部破損 非住家床上	非住家床下	
3 火災 (棟)	全焼	半焼	部分焼	火災発生件数	
4 被害概況					
5 道路					
6 橋梁					
7 河川					
8 崖崩れ					
9 電話					
10 電気					
11 ガス					
12 水道					
13 鉄道					
14 バス					
15 避難所					
16 ヘリ関係					
17 教育					
18 農業					
19 応急対策					
20 その他					
21 応援要請	消防 (県内・緊消隊)	自衛隊	警察	物資・資機材	その他
○要請内容 (いつ、どこへ、何を、どの位、手段)					
連絡先 (住所 等)		電話		担当者	
22 避難状況	勧告	指示		自主	
月 日 時 分	避難地域 避難先		世帯 人		
月 日 時 分	避難地域 避難先		世帯 人		
送付先	総合調整班 総務班 報道班 県民相談班 物・ガレキ対策班 その他 (部 課)	情報収集班 物資調達班	通信班 建築	受信者 日 時	氏名 平成 年 月 日 時 分

市町村→地域県民センター→災害対策本部情報収集班

(様式 3—4—5)

市町村災害対策本部等設置状況 職員参集状況票		市町村名		
集 計 時 点	月 日 時 分 現在	市町村担当者名		
受信番号 (地域県民センター)		受信者 (地域県民センター)		
受 信 日 時	月 日 時 分	受信方法	電話	F A X その他
災害対策本部設置		設 置 平成 年 月 日 時 分		
		解 散 平成 年 月 日 時 分		
		設置場所 電話 F A X		
職員参集状況		人		

市町村→地域県民センター（集計）→災害対策本部情報収集班

(様式 3—4—6)

記入者[illegible]

418

市町村職員参集状況

市町村名 _____

担当者名 _____

(年 月 日 : 現在)

集計時点 (○ で囲む)

- ・ 注意情報 (第 1 ・ 2 ・ 3 報) 発表時点
- ・ 注意情報 (第 1 ・ 2 ・ 3 報) 発表後 2 時間経過時点
- ・ 警戒宣言発令時点
- ・ 警戒宣言発令後 2 時間経過時点
- ・ 警戒宣言発令後 6 時間経過時点

職員参集状況 (人)

地震災害警戒本部 (市町村) → 地域県民センター

平成 年 月 日 : 現在
記入者

市町村名

[illegible]

避難種別（勧告・指示・自主） 市町村地震災害警戒本部→地域県民センター

地震防災応急対策実施等状況票

(様式 4 — 6 — 1)

(第 報)

市町村名 地域県民センター名		報告日時	平成 年 月 日 時 分
実施 (集計) 時点	注意情報発表 以後	実施 (集計) 日時	平成 年 月 日 時 分現在
	警戒宣言 発令以後		
1 人的被害			
2 物的被害 (棟)			
3 火災 (棟)			
4 被害概況			
5 道路			
6 橋梁			
7 河川			
8 崖崩れ			
9 電話			
10 電気			
11 ガス			
12 水道			
13 鉄道			
14 バス			
15 避難所			
16 ヘリ関係			
17 教育			
18 農業			
19 市町村体制			
20 振興局体制			
21 その他			

市町村本部→地域県民センター→県本部

報告者

電話

F A X

〔参考資料〕

○「山梨県地震被害想定調査報告書（平成8年）」

第1 想定地震

中央市に被害を及ぼす地震としては、「東海地震」、「南関東直下プレート境界地震（南関東直下型地震）」、「山梨県内及び県境に存在する活断層による地震」の3種類の地震が想定される。

1 東海地震

東海地震は、駿河トラフを震源とする地震で、前回の東海地震からすでに150年が経過していることや東海地震周辺の各種の測地測量結果から、近い将来の発生が懸念されている。

このため、昭和53年、大規模地震対策特別措置法が制定され、県下では56市町村が東海地震が発生した場合に震度6弱以上になると予想される地域として「地震防災対策強化地域」に指定された。

なお、政府・中央防災会議は、平成13年に22年ぶりに東海地震の想定震源域の見直しを行うとともに、これに伴い、平成14年4月24日付けで全国で96市町村を新たに「地震防災強化地域」に指定した。県内では5町村が追加指定され、これで県下では丹波山村及び小管村の2村を除く全ての市町村が「地震防災強化地域」に指定されたこととなった。

2 南関東直下プレート境界地震（南関東直下型地震）

南関東地域で相模トラフ沿いのプレート境界で発生が予想される地震。設定地震モデルとして、山梨県、神奈川県、東京都の県境を震源とした地震を設定した。

3 活断層による地震

山梨県内及び県境に存在する活断層による地震としては、次の地震が想定される。

釜無川断層地震	山梨県と長野県を結ぶ交通の要衝に位置し、地震発生により山梨県に及ぼす被害が大きいと予想される地震
藤の木愛川断層地震	山梨県と東京都を結ぶ交通の要衝に位置し、地震発生により山梨県に及ぼす被害が大きいと予想される地震
曽根丘陵断層地震	甲府の近くに位置し、地震発生により甲府に被害を及ぼすと考えられる地震
糸魚川—静岡構造線地震	日本を代表する活断層であり、この断層が動くことにより、かなり大きな規模の地震発生が予想され、山梨県に被害を及ぼすと予想される地震

1 活断層とは、地質時代に繰り返し活動してきた断層のことであり、千年から一万年の周期で活動し、将来も地震を発生させる可能性のある断層をいう。

2 調査対象とした断層は、発生した場合山梨県に及ぼす被害が大きいと予測されるものであり、地震発生の可能性が高いことを示すものではない。

第2 被害想定

県は、山梨県への大規模な被害を及ぼす地震を想定し、その物的・人的被害を予測し、各種データや想定結果を地域防災計画等に活用する目的で被害想定調査を実施し、平成8年3月に「山梨県地震被害想定調査報告書」を発表した。

1 想定地震の概要等

想定地震の概要は、次のとおりである。

(1) 想定地震の規模

想定地震	マグニチュード	震央位置
東海地震	8.0	北緯 35.15 東経 138.70 駿河湾湾口
南関東直下プレート境界地震	7.0	北緯 35.40 東経 139.09 山梨県、神奈川県の間境

想定地震	マグニチュード
釜無川断層地震	7.4
藤の木愛川断層地震	7.0
曽根丘陵断層地震	6.1
糸魚川―静岡構造線地震	7.0

(2) 前提条件

被害想定は、次の条件を前提とした。

山梨県を500m×500mのメッシュに切り、被害想定を行う。 火災発生の危険性が最も高い冬の夕方6時を想定する。 南関東直下プレート境界地震は、東京都多摩地区直下を震源とした地震（M7）、山梨県、神奈川県の県境を震源とした地震（M9）、神奈川県西部を震源とした地震（M14）の3つのモデルがあるが、M7、M14モデルはM9モデルに比べて地震動がかなり小さく、山梨県下に与える被害は少ないため、地震動・液状化以外の想定ではM9モデルのみについて想定した。 本想定は、地震による物的被害、人的・社会被害を定量的に想定することを基本とするが、十分なデータの不足等のために定量化が不可能な項目に関しては定性的な評価を行うものとする。
--

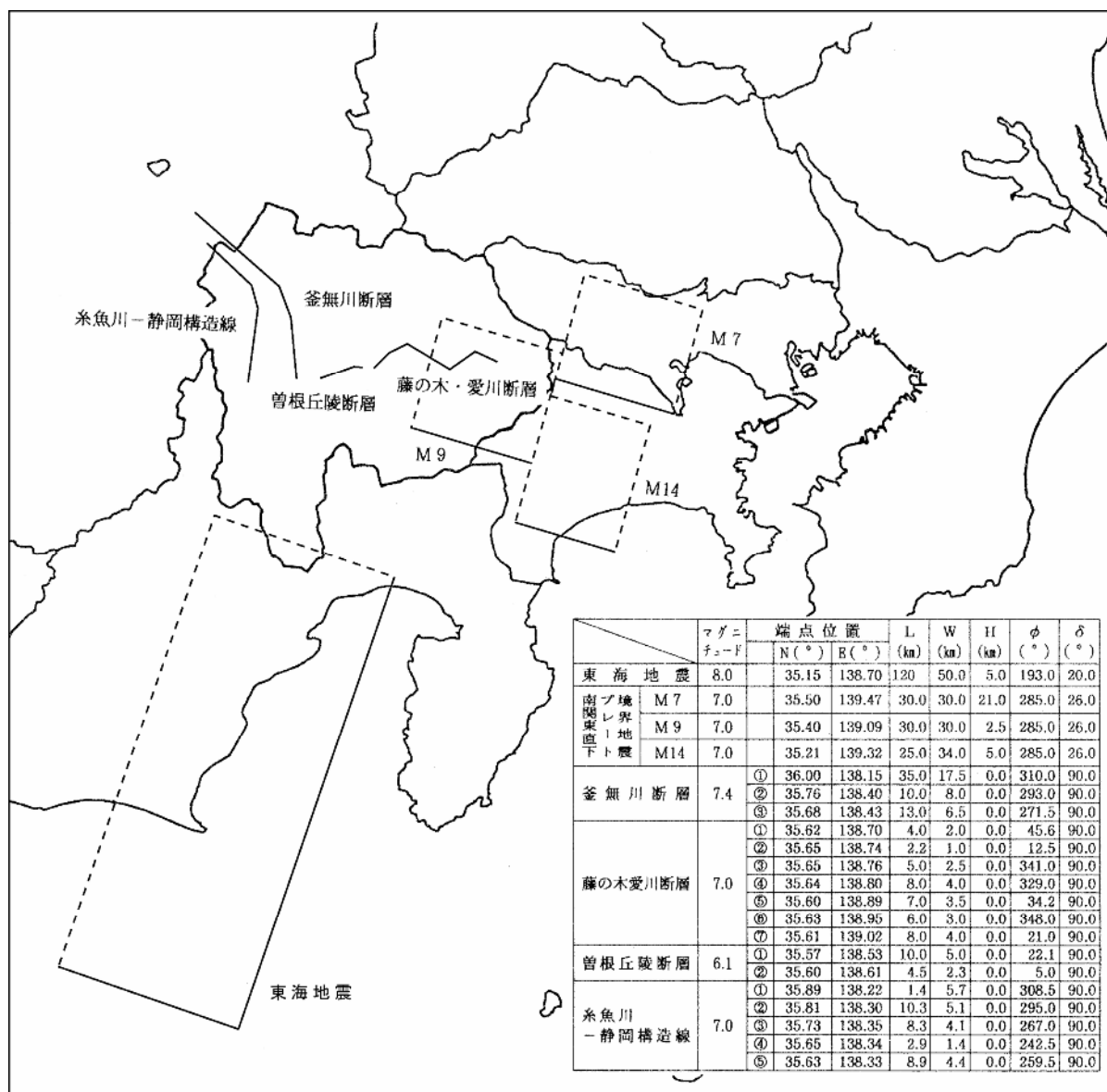
(3) 想定項目

県は、次の項目について想定を行った。

- ア 地震動、液状化、崖等被害
- イ 建築物被害
- ウ 火災被害
- エ 供給施設被害
- オ 交通施設被害
- カ 人的・社会的機能被害

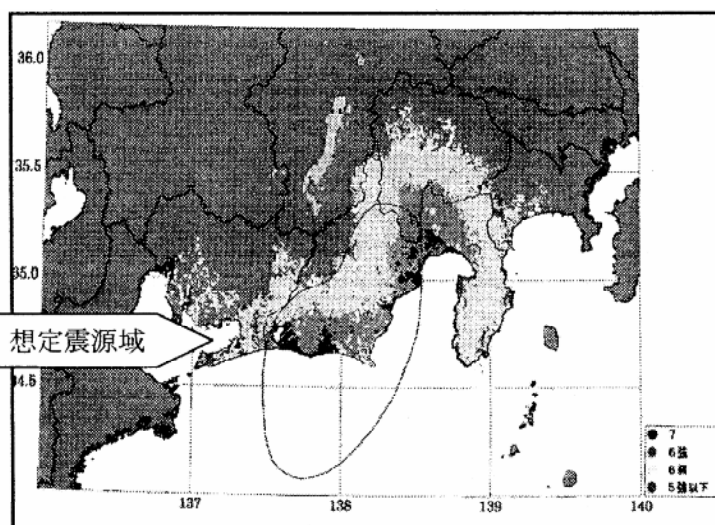
(4) 想定地震の位置

(東海地震は平成 8 年 3 月時点)



東海地震に係る新たな想定 震源域及び想定震度分布図

(中央防災会議・東海地震対策専門
調査会報告書(H15. 5))



2 想定結果

本市における想定結果は、次のとおりである。

(1) 地震動

6つの想定地震のうち、本市に最も影響を及ぼすとされる地震は、「釜無川断層地震」で地表加速度は本市の全域で400gal以上となっており、地表速度は本市の全域で50kine以上となっている。また、震度は全域で、震度6強が想定されている。

次に影響を及ぼすとされる地震は「曽根丘陵断層地震」で、地表加速度は本市の全域で400gal以上、地表速度は全域で50kine以上となっている。震度は本市の全域で震度6強と想定されている。(別表—1参照)

(2) 建築物

6つの想定地震の想定結果からすると、本市における地震による建築物の被害要因は、液化化によるものでなく、震動によるものとされる。このうち本市に最も影響を及ぼすとされる地震は「曽根丘陵断層地震」で、全壊2,139棟、半壊2,058棟、合わせて4,197棟と、全体の45.0%の建築物が被災するとされている。

次に影響を及ぼすとされる地震は「釜無川断層地震」で、全壊2,009棟、半壊2,068棟、合わせて4,077棟と、全体の43.7%が被災するとされている。(別表—2(1)～(3)参照)

(3) 地震火災

地震による出火はさほど多いとは想定されておらず、想定地震の中で全出火件数が最も多い地震は共に11棟の「釜無川断層地震」と「曽根丘陵断層地震」であるが、焼失棟数はそれぞれ219棟、8棟となっている。(別表—3参照)

(4) 供給処理施設

電力供給施設については、いずれの想定地震も物的被害は少ないものの、停電契約口率は高く、約半数の世帯で停電被害が発生するとされている。

上水道被害では、断水率が最も高いものが「釜無川断層地震」の約53.4%、次に「曽根丘陵断層地震」の約53.2%であり、最も低い「南関東直下プレート境界地震」でも約25.3%と、一般的に高い断水率となっている。(別表—4(1)～(7)参照)

(5) 人的被害

死傷者が最も多く発生すると想定されているのは二つあり、「釜無川断層地震」では、死者102人、重傷者84人、軽傷者914人と想定されている。「曽根丘陵断層地震」では、死者102人、重傷者80人、軽傷者915人となっている。

本市における死傷原因は、建物の倒壊によるものがほとんどで、火災によるものは少ない。(別表—5(1)～(2)参照)

(6) 社会機能被害

地震によって居住困難となる住居制約は、「釜無川断層地震」では3,188世帯、次いで「曽根丘陵断層地震」では3,084世帯が住居が制約されると想定されている。

また、医療制約についても6つの想定地震において、ライフライン被害による機能低下のある、なしにかかわらず、大幅な支障が生じるとされている。(別表—6(1)～(2)参照)

3 想定結果に基づく本市の取組み

「2 想定結果」によると、本市に最も被害をもたらすと想定される地震は、「釜無川断層地震」である。人的被害は、死者102人、重傷者84人、軽傷者915人、次いで「曽根丘陵断層地震」

も、これにほぼ匹敵する被害が想定されており、その被害のほとんどが建物倒壊によるものとされ、火災による死傷者は、わずかしが想定されていない。これは、本市の建築物の多くが木造建築物であることによる。このため、他の断層による地震や東海地震についても同様の結果となっている。

したがって、市においては、被害想定結果を本市の地震防災対策を推進する上での目安として、公共建築物、特に防災上重要となる施設の耐震化を図るとともに、住民に対して住宅の耐震化の必要性を広報紙等を通して周知を図るものとする。

別表

1 地震動

想定地震 \ 区分	地 表 最 大 加 速 度 (gal)	地 表 最 大 速 度 (kine)	震 度
東 海 地 震	全域 300～400	北部の一部地域 30～40 その他地域 40～50	全域 震度 6 弱
南関東直下プレート境界地震 (M7)	全域 100～200	全域 10～20	全域 震度 5 強
南関東直下プレート境界地震 (M9)	東部地域 300～400 南部地域 200～300	全域 30～40	全域 震度 6 弱
南関東直下プレート境界地震 (M14)	全域 100～200	全域 10～20	全域 震度 5 強
釜無川断層地震	全域 400以上	全域 50以上	全域 震度 6 強
藤の木愛川断層地震	全域 400以上	東部の一部地域 50以上 その他地域 40～50	全域 震度 6 強
曽根丘陵断層地震	全域 400以上	全域 50以上	全域 震度 6 強
糸魚川―静岡構造線地震	全域 400以上	北部の一部地域 50以上 その他地域 40～50	全域 震度 6 強

2 建築物

(1) 本市の構造種別毎の建物棟数

地 区	木 造	R C ・ S R C 造	S 造	軽 量 S 造	そ の 他	総 棟 数
田 富	3,805棟	86棟	542棟	371棟	35棟	4,839棟
玉 穂	2,188棟	61棟	451棟	210棟	34棟	2,944棟
豊 富	1,256棟	43棟	100棟	76棟	72棟	1,547棟

(2) 建築物被害想定結果

地 区		液 状 化 に よ る 被 害			振 動 に よ る 被 害			全 体 被 害		
		全 壊	半 壊	災	全 壊	半 壊	災	全 壊	半 壊	災
	東 海 地 震	0 棟 (0.0%)	0 棟 (0.0%)	0 棟 (0.0%)	123棟 (2.5%)	832棟 (17.2%)	955棟 (19.7%)	123棟 (2.5%)	832棟 (17.2%)	955棟 (19.7%)
	南 関 東 直 下 プ レート境界地震	0 棟 (0.0%)	0 棟 (0.0%)	0 棟 (0.0%)	18棟 (0.4%)	267棟 (5.5%)	285棟 (5.9%)	18棟 (0.4%)	267棟 (5.5%)	285棟 (5.9%)
	釜無川断層地震	0 棟	0 棟	0 棟	961棟	1,082棟	2,043棟	961棟	1,082棟	2,043棟

		(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(19.9%)	(22.4%)	(42.2%)	(19.9%)	(22.4%)	(42.2%)
	藤の木愛川断層地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	123棟 (2.5%)	832棟 (17.2%)	955棟 (19.7%)	123棟 (2.5%)	832棟 (17.2%)	955棟 (19.7%)
	曽根丘陵断層地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	890棟 (18.4%)	1,067棟 (22.1%)	1,957棟 (40.4%)	890棟 (18.4%)	1,067棟 (22.1%)	1,957棟 (40.4%)
	糸魚川—静岡構造線地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	123棟 (2.5%)	832棟 (17.2%)	955棟 (19.7%)	123棟 (2.5%)	832棟 (17.2%)	955棟 (19.7%)
玉穂	東海地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	54棟 (1.8%)	361棟 (12.3%)	415棟 (14.1%)	54棟 (1.8%)	361棟 (12.3%)	415棟 (14.1%)
	南関東直下プレート境界地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	9棟 (0.3%)	105棟 (3.6%)	114棟 (3.9%)	9棟 (0.3%)	105棟 (3.6%)	114棟 (3.9%)
	釜無川断層地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	484棟 (16.4%)	628棟 (21.3%)	1,112棟 (37.8%)	484棟 (16.4%)	628棟 (21.3%)	1,112棟 (37.8%)
	藤の木愛川断層地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	188棟 (6.4%)	529棟 (18.0%)	717棟 (24.4%)	188棟 (6.4%)	529棟 (18.0%)	717棟 (24.4%)
	曽根丘陵断層地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	528棟 (17.9%)	632棟 (21.5%)	1,160棟 (39.4%)	528棟 (17.9%)	632棟 (21.5%)	1,160棟 (39.4%)
	糸魚川—静岡構造線地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	75棟 (2.5%)	483棟 (16.4%)	558棟 (19.0%)	75棟 (2.5%)	483棟 (16.4%)	558棟 (19.0%)
豊富	東海地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	213棟 (13.8%)	341棟 (22.0%)	554棟 (35.8%)	213棟 (13.8%)	341棟 (22.0%)	554棟 (35.8%)
	南関東直下プレート境界地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	51棟 (3.3%)	265棟 (17.1%)	316棟 (20.4%)	51棟 (3.3%)	265棟 (17.1%)	316棟 (20.4%)
	釜無川断層地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	564棟 (36.5%)	358棟 (23.1%)	922棟 (59.6%)	564棟 (36.5%)	358棟 (23.1%)	922棟 (59.6%)
	藤の木愛川断層地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	398棟 (25.7%)	357棟 (23.1%)	755棟 (48.8%)	398棟 (25.7%)	357棟 (23.1%)	755棟 (48.8%)
	曽根丘陵断層地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	721棟 (46.6%)	359棟 (23.2%)	1,080棟 (69.8%)	721棟 (46.6%)	359棟 (23.2%)	1,080棟 (69.8%)
	糸魚川—静岡構造線地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	213棟 (13.8%)	341棟 (22.0%)	554棟 (35.8%)	213棟 (13.8%)	341棟 (22.0%)	554棟 (35.8%)

(3) 崖の崩壊による被害棟数

地区	東海地震	南関東直下プレート境界地震	釜無川断層地震	藤の木愛川断層地震	曽根丘陵断層地震	糸魚川—静岡構造線地震
田富	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
玉穂	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
豊富	3棟	3棟	3棟	3棟	3棟	3棟

3 地震火災の状況

地区		出 火 件 数 (棟)			消 火 件 数 (棟)	木 造 残 火 災 件 数 (棟)	焼 失 棟 数 (棟)
		全 出 火 件 数	炎 上 出 火 件 数	木 造 出 火 件 数			
田 富	東 海 地 震	1	1	1	1	0	2
	南関東直下プレート境界地震	1	0	0	0	0	0
	釜無川断層地震	6	3	3	2	1	89
	藤の木愛川断層地震	2	1	1	1	0	2
	曽根丘陵断層地震	5	3	3	3	0	0
	糸魚川—静岡構造線地震	2	1	1	1	0	2
玉 穂	東 海 地 震	1	0	0	0	0	0
	南関東直下プレート境界地震	0	0	0	0	0	0
	釜無川断層地震	3	2	2	1	1	128
	藤の木愛川断層地震	2	1	1	1	0	2
	曽根丘陵断層地震	3	2	2	2	0	4
	糸魚川—静岡構造線地震	1	1	1	1	0	2
豊 富	東 海 地 震	1	1	1	1	0	2
	南関東直下プレート境界地震	0	0	0	0	0	0
	釜無川断層地震	2	1	1	1	0	2
	藤の木愛川断層地震	2	1	1	1	0	2
	曽根丘陵断層地震	3	2	2	2	0	4
	糸魚川—静岡構造線地震	1	1	1	1	0	2

4 供給処理施設

(1) 地中配電線の物的被害量・被害率

地 区		東 海 地 震	南関東直下 プレート境 界地震	釜無川断層 地震	藤の木愛川 断層地震	曽根丘陵断 層地震	糸魚川—静 岡構造線地 震
田 富	被 害 亘 長 (被害条数)	4.38m (1)	4.38m (1)	4.38m (1)	4.38m (1)	4.38m (1)	4.38m (1)
	被 害 率	0.150%	0.150%	0.150%	0.150%	0.150%	0.150%
	被 害 亘 長	2.48m	2.48m	2.48m	2.48m	2.48m	2.48m

玉 穂	(被害条数)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
	被害率	0.150%	0.150%	0.150%	0.150%	0.150%	0.150%
豊 富	被害亘長	0.69m	0.69m	0.69m	0.69m	6.33m	0.69m
	(被害条数)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
	被害率	0.150%	0.150%	0.150%	0.150%	0.963%	0.150%

注 本市の設備亘長 = 5,231m

(2) 電柱の物的被害量・被害率

地区		東海地震	南関東直下プレート境界地震	釜無川断層地震	藤の木愛川断層地震	曽根丘陵断層地震	糸魚川—静岡構造線地震
田 富	被害本数	16.97本	16.97本	16.97本	16.97本	16.97本	16.97本
	被害率	0.47%	0.47%	0.47%	0.47%	0.47%	0.47%
玉 穂	被害本数	9.63本	9.63本	9.63本	9.63本	9.63本	9.63本
	被害率	0.47%	0.47%	0.47%	0.47%	0.47%	0.47%
豊 富	被害本数	2.66本	2.66本	2.66本	2.66本	12.18本	2.66本
	被害率	0.33%	0.33%	0.33%	0.33%	1.5%	0.33%

注 本市の設備本数 = 6,468本

(3) 架空配電線の物的被害量・被害率

地区		東海地震	南関東直下プレート境界地震	釜無川断層地震	藤の木愛川断層地震	曽根丘陵断層地震	糸魚川—静岡構造線地震
田 富	被害亘長	0.32km	0.32km	0.32km	0.32km	0.32km	0.32km
	(被害条数)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)
	被害率	0.232%	0.232%	0.232%	0.232%	0.232%	0.232%
玉 穂	被害亘長	0.18km	0.18km	0.18km	0.18km	0.18km	0.18km
	(被害条数)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)
	被害率	0.232%	0.232%	0.232%	0.232%	0.232%	0.232%
豊 富	被害亘長	0.05km	0.05km	0.05km	0.05km	0.23km	0.05km
	(被害条数)	(2)	(2)	(2)	(2)	(7)	(2)
	被害率	0.161%	0.161%	0.161%	0.161%	0.742%	0.161%

注 本市の設備亘長 = 247km

(4) 停電契約口数・停電契約口率

地区		東海地震	南関東直下プレート境界地震	釜無川断層地震	藤の木愛川断層地震	曽根丘陵断層地震	糸魚川—静岡構造線地震
田 富	停電契約口数	4,271口	4,271口	4,271口	4,271口	4,271口	4,271口
	停電契約口率	52.01%	52.01%	52.01%	52.01%	52.01%	52.01%
玉 穂	停電契約口数	2,419口	2,419口	2,419口	2,419口	2,419口	2,419口
	停電契約口率	51.89%	51.89%	51.89%	51.89%	51.89%	51.89%

豊 富	停電契約口数	750口	750口	750口	750口	1,611口	750口
	停電契約口率	40.56%	40.56%	40.56%	40.56%	87.14%	40.56%

注 本市の契約口数 = 14,722口

(5) 上水道・簡易水道物的被害量・被害率（導水管・送水管・配水管）

地 区		導 水 管			送 水 管			配 水 管			導水管 + 送水管 + 配水管		
		設 備 延 長 km	被害箇 所数 箇所	被 害 率 箇所/km	設 備 延 長 km	被害箇 所数 箇所	被 害 率 箇所/km	設 備 延 長 km	被害箇 所数 箇所	被 害 率 箇所/km	設 備 延 長 km	被害箇 所数 箇所	被 害 率 箇所/km
田 富	東 海 地 震	0.3	1.3	3.81	0.0	0.1	3.64	87.7	134.9	1.54	88.0	136.3	1.55
	南関東直下プレート境界地震	0.3	0.8	2.38	0.0	0.1	2.29	87.7	84.2	0.96	88.0	85.1	0.97
	釜無川断層地震	0.3	3.4	10.24	0.0	0.3	9.82	87.7	362.7	4.14	88.0	366.4	4.16
	藤の木愛川断層地震	0.3	1.7	5.00	0.0	0.1	4.79	87.7	177.2	2.02	88.0	178.9	2.03
	曽根丘陵断層地震	0.3	3.3	9.79	0.0	0.3	9.39	87.7	346.7	3.96	88.0	350.2	3.98
	糸魚川—静岡構造線地震	0.3	1.6	4.95	0.0	0.1	4.75	87.7	175.5	2.00	88.0	177.3	2.01
玉 穂	東 海 地 震	0.4	0.1	0.25	1.3	0.5	0.41	39.6	32.3	0.82	41.2	32.9	0.80
	南関東直下プレート境界地震	0.4	0.1	0.17	1.3	0.4	0.28	39.6	22.0	0.55	41.2	22.4	0.54
	釜無川断層地震	0.4	0.2	0.62	1.3	1.3	1.00	39.6	78.7	1.99	41.2	80.2	1.95
	藤の木愛川断層地震	0.4	0.2	0.39	1.3	0.8	0.64	39.6	50.4	1.27	41.2	51.4	1.25
	曽根丘陵断層地震	0.4	0.3	0.69	1.3	1.4	1.12	3.96	88.1	2.23	41.2	89.8	2.18
	糸魚川—静岡構造線地震	0.4	0.1	0.30	1.3	0.6	0.49	39.6	38.9	0.98	41.2	39.6	0.96
	東 海 地 震	0.0	0.0	—	6.0	27.4	4.61	27.0	167.5	6.21	32.9	195.0	5.92
	南関東直下プレート境界地震	0.0	0.0	—	6.0	18.2	3.06	27.0	111.4	4.13	32.9	129.6	3.94

豊 富	釜無川断層地震	0.0	0.0	—	6.0	60.4	10.14	27.0	368.9	13.68	32.9	429.3	13.04
	藤の木愛川断層地震	0.0	0.0	—	6.0	40.8	6.85	27.0	249.0	9.23	32.9	289.8	8.80
	曽根丘陵断層地震	0.0	0.0	—	6.0	81.5	13.68	27.0	497.6	18.45	32.9	579.1	17.59
	糸魚川—静岡構造線地震	0.0	0.0	—	6.0	26.0	4.36	27.0	158.7	5.88	32.9	184.7	5.61

(6) 上水道・簡易水道断水世帯数・断水世帯率

地区		東海地震	南関東直下プレート境界地震	釜無川断層地震	藤の木愛川断層地震	曽根丘陵断層地震	糸魚川—静岡構造線地震
田 富	断水世帯数	1,557	1,221	3,066	1,837	2,960	1,826
	断水世帯率	32.34%	25.36%	63.67%	38.15%	61.47%	37.93%
玉 穂	断水世帯数	725	629	1,160	895	1,248	787
	断水世帯率	23.61%	20.47%	37.77%	29.13%	40.64%	25.63%
豊 富	断水世帯数	825	591	930	930	930	788
	断水世帯率	88.68%	63.56%	100.0%	100.0%	100.0%	84.74%

注 本市の世帯数 = 8,817世帯

地区	ボ ン ベ 転 倒 戸 数			ガ ス 漏 れ 戸 数		
	一 般 家 庭	業 務 用	合 計	一 般 家 庭	業 務 用	合 計
田 富	235	0	235	168	0	168
玉 穂	156	0	156	112	0	112
豊 富	42	0	42	30	0	30

(7) LPガス物的被害（機能支障）予測結果

5 人的被害

(1) 本市の人口データ

地区	人 口	世 帯 数	1世帯当たり人口	人 口 密 度	65歳以上の人口	外国人登録数
田 富	15,674	5,043	3.11	1,461.8	1,238	101
玉 穂	9,462	3,691	2.56	1,014.0	711	67
豊 富	3,409	915	3.73	251.3	628	1

注 人口（夜間人口）、世帯数、1世帯当たり人口 = 平成7年国勢調査結果

人口密度、65歳以上の人口、外国人登録数 = 平成2年国勢調査結果

(2) 死傷者の想定結果

地区		死 者 数				重 傷 者				軽 傷 者			
		建物倒壊	火災	崖崩れ	計	建物倒壊	火災	崖崩れ	計	建物倒壊	火災	崖崩れ	計
田 富	東海地震（予知なしの場合）	6	0	0	6	22	0	0	22	259	0	1	260
	南関東直下プレート境界地震	1	0	0	1	10	0	0	10	112	0	1	113
	釜 無 川 断 層 地 震	44	3	0	47	43	2	0	45	494	7	0	501
	藤 の 木 愛 川 断 層 地 震	6	0	0	6	22	0	0	22	259	0	0	259
	曽 根 丘 陵 断 層 地 震	41	0	0	41	42	0	0	42	479	0	0	479
	糸 魚 川 — 静 岡 構 造 線 地 震	6	0	0	6	22	0	0	22	259	0	0	259
玉 穂	東海地震（予知なしの場合）	2	0	0	2	9	0	0	9	103	0	0	103
	南関東直下プレート境界地震	0	0	0	0	4	0	0	4	42	0	0	42
	釜 無 川 断 層 地 震	18	5	0	23	19	4	0	23	224	10	0	234
	藤 の 木 愛 川 断 層 地 震	7	0	0	7	14	0	0	14	157	0	0	157
	曽 根 丘 陵 断 層 地 震	20	0	0	20	20	0	0	20	232	0	0	232
	糸 魚 川 — 静 岡 構 造 線 地 震	3	0	0	3	11	0	0	11	126	0	0	126
豊 富	東海地震（予知なしの場合）	12	0	0	12	10	0	0	10	115	0	1	116
	南関東直下プレート境界地震	3	0	0	3	6	0	0	6	71	0	1	72
	釜 無 川 断 層 地 震	32	0	0	32	16	0	0	16	178	0	1	179
	藤 の 木 愛 川 断 層 地 震	23	0	0	23	13	0	0	13	151	0	1	152
	曽 根 丘 陵 断 層 地 震	41	0	0	41	18	0	0	18	203	0	1	204
	糸 魚 川 — 静 岡 構 造 線 地 震	12	0	0	12	10	0	0	10	115	0	1	116

6 社会機能被害

(1) 住居制約の想定結果

地区		住 居 制 約		(参 考)
		住居制約世帯数	住居制約者数	ライフライン支障世帯数
田 富	東 海 地 震	564	1,753	435
	南関東直下プレート境界地震	158	491	372
	釜 無 川 断 層 地 震	1,630	5,066	652
	藤 の 木 愛 川 断 層 地 震	564	1,753	513
	曽 根 丘 陵 断 層 地 震	1,488	4,625	656
	糸 魚 川 — 静 岡 構 造 線 地 震	564	1,753	510
玉 穂	東 海 地 震	294	754	241
	南関東直下プレート境界地震	77	197	222
	釜 無 川 断 層 地 震	1,118	2,866	292
	藤 の 木 愛 川 断 層 地 震	569	1,459	273
	曽 根 丘 陵 断 層 地 震	1,062	2,722	321
	糸 魚 川 — 静 岡 構 造 線 地 震	399	1,023	253
	東 海 地 震	227	846	183
	南関東直下プレート境界地震	109	406	154

豊富	釜無川断層地震	440	1,639	143
	藤の木愛川断層地震	342	1,274	172
	曽根丘陵断層地震	534	1,990	114
	糸魚川―静岡構造線地震	228	849	175

(2) 医療制約の想定結果

地区		ライフライン被害による機能低下なしの場合		ライフライン被害による機能低下30%の場合	
		入院対応能力	外来対応能力	入院対応能力	外来対応能力
田 富	東 海 地 震	- 3	- 259	- 5	- 259
	南関東直下プレート境界地震	9	- 112	8	- 112
	釜無川断層地震	- 27	- 501	- 301	- 501
	藤の木愛川断層地震	- 3	- 259	- 5	- 259
	曽根丘陵断層地震	- 24	- 479	- 27	- 479
	糸魚川―静岡構造線地震	- 3	- 259	- 5	- 259
玉 穂	東 海 地 震	86	633	79	581
	南関東直下プレート境界地震	91	694	85	649
	釜無川断層地震	70	484	59	403
	藤の木愛川断層地震	81	579	73	515
	曽根丘陵断層地震	73	486	61	399
	糸魚川―静岡構造線地震	84	610	77	554
豊 富	東 海 地 震	- 10	- 116	- 10	- 116
	南関東直下プレート境界地震	- 6	- 72	- 6	- 72
	釜無川断層地震	- 16	- 179	- 16	- 179
	藤の木愛川断層地震	- 13	- 152	- 13	- 152
	曽根丘陵断層地震	- 18	- 204	- 18	- 204
	糸魚川―静岡構造線地震	- 10	- 116	- 10	- 116

注 入院対応能力＝地震後の対応可能入院患者数－入院需要量（平常時の1日当たり在院患者数＋地震時の重傷者数）

＝（市町村別病床数×医療機関使用可能率×ライフライン機能率）－入院需要量

＝（市町村別病床数×医療機関使用可能率×平常時空床率×ライフライン機能率）－地震時の重傷者数

外来対応能力＝地震後の受入可能外来者数－外来需要量（地震時の軽傷者数）

＝（市町村別平常時外来患者数×医療機関使用可能率×ライフライン機能率）－地震時の軽傷者数